

華族社会と娶妾習俗の崩壊

森岡清美

I. 本稿の課題と構成

華族社会といわず経済的に余裕のある男性の常とみなされた娶妾が、習俗としての地位をいかに喪失していったか、これが本稿の課題である。まず、娶妾習俗がまだ複合的な機能を発揮していた幕藩体制の末期に大名家の当主となり、この習俗を背負って明治維新期に入った人々と、その次代とを比較して、大名華族におけるこの習俗の推移を考察する。つぎに、華族社会を藩屏としてその上に屹立した天皇家と皇族における娶妾習俗が、明治中期にどのように推移したかを推定する。最後に、その推移のインパクトのもとにこの習俗が明治後期以降に崩壊の行方を追跡しよう。いうまでもなく、娶妾が明治初期までの華族社会の習俗であったことを論証した旧稿〔森岡1999〕に接続するものである。

II. 大名華族における妻と妾

幕藩体制の末期に大名家の当主であった人たちのなかから、旧稿〔森岡1998〕で取り上げた尾崎三良と同じ出生コーホートに属する人々を考察の対象に選ぶ。尾崎の生年は1842年であるから、これを中央値として、生年が1837～1846年の10年間におさまる旧大名家の当主を尾崎と同じコーホートに属する人々と規定しよう。そのうち妻妾にかんする何らかの資料のあるのは、公爵徳川慶喜（1837～1913, 1866承, ただし将軍家）、公爵島津忠義（1840～1897, 1858承）、伯爵松浦詮（1840～1908, 1858承）、伯爵津軽承昭（1841～1916, 1858承）、伯爵柳澤保申（1846～93, 1848承）、侯爵蜂須賀茂韶（1846～1918, 1868承）の6名であって、いずれも大政奉還（1867）以前に、遅くとも版籍奉還（1869）以前に、将軍家もしくは大名家の当主になった人物である。彼らは、旧幕時代の大名家における妻妾の在り方を引きずって明治期に入った。明治前期における妾制度の法制的変化を受けて、彼らにつづく世代では妻妾の在り方がどのように変化したのであろうか。旧稿〔森岡1999〕第4節で取り上げた華園撰

信は上記6名のコーホートより1世代年長であり、大谷光尊はこのコーホートにつづくコーホートに属する。両人の資料に比べれば詳細さの点で遜色があるが、6名の事例のコーホート内比較によって、娶妾習俗を考察するための基準点、あるいは原型とでもいうべきものを見定めることがこの節の狙いである。

(1)公爵徳川慶喜の場合

徳川慶喜は15代将軍であって大名ではなく、慶応4年(1868)5月70萬石の領知を許されて静岡藩主となったのは徳川家16代の家達であって慶喜ではない。しかし、慶喜の妾についての資料は将軍時代のものではなく、同年7月、静岡に謹慎・蟄居した後のことであるから、慶喜をここに含めても、差し支えはないだろう。

徳川慶喜の夫人美賀子(1835~1894)は、摂家一条忠香の養女(実は清華家今出川公久長女)で慶喜より2歳年上、彼がまだ一橋家の当主であった安政2年(1855)に入興した。安政5年7月女兒を生んだが、名付けに至らずして早世し、再び子に恵まれることはなかった[日本史籍協会1975:18]。大政を奉還した慶喜は、慶応4年新政府によって謹慎を命ぜられ、水戸をへて静岡藩主となった徳川宗家のもとに身を寄せた。謹慎の間は一室に籠もって読書し、女中等を一切近付けず、夫人とも対面しない例であったから[渋沢1966:113, 289]、遠慮のため夫人を静岡に伴うことなく、謹慎が解けた翌明治2年に至って初めて呼び寄せた。彼女は死ぬ年まで同居したが、『家扶日記』によれば、慶喜が伊豆の温泉へ湯治に行くときには二人の侍妾を伴い、慶喜らが帰邸した後、美賀子が単独で湯治に出かけるというすれ違いの生活で[松浦1997:202]、私が資料源の一つとして利用した遠藤『女聞き書き徳川慶喜残照』[1985]などでも甚だ影が薄い。

慶喜は謹慎が解けてからも徳川宗家の隠居として歳月を閲し、明治35年(1902)公爵を受けられるや宗家から分かれて一家を興した。当主の夫人ならさまざまな公的社交的役割があるが、夫が隠居身分ではそのような役割はないも同然であった。美賀子は慶喜の宗家附籍時代が終わるのを待たずに逝去したから、公爵夫人として表に出ることがついになく、それに生んだ一人の女兒さえ育たなかったことも、夫人の影を薄くしたのであろう。

慶喜の身边にあって多くの子を生んだのは、二人の愛妾である。慶喜には若い頃数人の侍妾がいたと伝えられるが、静岡謹慎のさいほとんどの侍妾に暇を出し、幸、信の二人が残された[遠藤1985:162]。旧藩時代の大名は目を付けた家臣の娘を侍女にしたり[同上:34]、あるいは女絵を示して絵図に合う縹緞格好の女を探させたという[阿形1930:62~63]。慶喜は慶応4年頃、その当時珍しかった写真で何人かの候補者のなかから侍妾を3人選び出したうちの、二人が幸と信であった[遠藤1985:227]。幸は少々色の黒い大柄な美人、信は見るからに色白なやせ型の美人で、ともに家禄250俵でいどの旗本の娘であったが、慶喜の小姓頭取を勤

める旗本の養女となって慶喜に仕えた。どちらも嘉永2～3年(1849～1850)頃の生まれといわれるから [同上:156, 157, 226]、慶応4年には、慶喜32歳、夫人34歳、二人の侍妾は19～20歳ぐらい、ということになる。夫人は一橋家とほぼ同格といえる最高級廷臣の養女、侍妾は將軍家の家来筋の娘であり、出自からみても両者には主従にひとしい格差があった。

慶喜は幼少の頃から、敵が不意に襲って来ても利腕を斬られぬため、右手を下にして寝るように躑けられ、右下の片寝が老後まで常の習慣になったという [渋沢1968:286]。また、床下からの刃物の突き上げを避けるため、厚さが1尺もある藁蒲団の上に羽二重蒲団を敷かせて寝たという [遠藤1985:199]。静岡へ移った当初、信、幸の二人と一部屋にY字型に毎晩寝ていた、と伝えられる。もし暗殺者が侵入しても、四角の部屋にY字型に寝ておれば、真っ暗な部屋のなかで慶喜を見分けにくいばかりでなく、四面のどちら側から入っても必ず誰かにつき当たり、それがもし慶喜でなかったなら、その僅かな間でも何らかの対応がとれたからだろう、とは大久保利謙の推測である [同上:197]。

暗殺の心配がなくなると、二人の侍妾は一晩交代で夜のパートナーとなった。これでは夫人の出る幕がない。侍妾は夜伽当番の日、自分もお局で入浴した後、化粧を夜化粧に改めて、慶喜の夜食が終わるのを次の間で控えて待つのである。夜の非番の日はお湯殿当番で、一日交代で慶喜の入浴の世話した [同上:77]。二人の妾を公平に扱う慶喜の方針にも支えられて、二人は姉妹のように仲がよく、育った合計13人の子どもの誰がどちらから生まれたのか、子どもたちはその区別を意識しなかったそうである [同上:102, 227]。

つぎのリスト末尾の女兒死産2週間後の『家扶日記』明治24年6月16日の項に、「お幸お信、厚き思召しを以て、夜の御伽御免の旨申し達し候事」とあり、それぞれに金一百円が下付され、お伽以外の勤め向きは入浴の世話を始めとしてこれまで通り、となったことが記されている [左方1998:97]。両人は慶喜の静岡謹慎の慶応4年頃以来としても明治24年(1891)まで足かけ24年間、慶喜のセックス・サーバント兼子女の産母としての役割を勤めたのである。時に41～42歳になっていたから、お伽ご免は旧大名家では順当な、というより親切な取り扱いとみなされたのだろう。慶喜が54歳で二人の愛妾を退役させた後、新たに若い侍妾を召し抱えたという記録も、また召し抱えなかったという記録もない。二人のうち信はそれから14年近くたった明治38年2月死亡し、以後、幸が毎晩襷がけで慶喜の背中を流したという [遠藤1985:201, 157]。幸は信より10年長く生き延び、慶喜の没後2年をへて大正4年12月死去した。

二人の侍妾が生んだ慶喜の子どもの出生年月と名はつぎのとおり [同上:160～162:日本史籍協会1918:38～43]。Yは幸、Nは信の生んだ子、Y?、N?は多分の意味、?はY・Nいずれか不詳のもの。生母とは別に公式の母が明示されている場合、括弧つきで示す(Mは美賀子夫人)。

明治4年(1871)6月	長男敬事(早世)	?	
明治4年9月	次男善事(早世)	?	
明治5年10月	三男琢磨(早世)	?	
明治6年6月	長女鏡子(のち伯爵徳川[田安]達孝夫人)	N?	(Y)
明治7年2月	四男厚(明15.11.分家し列華族,のち男爵)	Y	(M)
明治8年4月	次女金子(早世)	Y?	
明治8年10月	三女鉄子(のち伯爵徳川[一橋]達道夫人)	N	(Y)
明治9年7月	四女筆子(のち侯爵蜂須賀正韶夫人)	Y	(Y)
明治10年8月	五男仲博(のち侯爵池田[鳥取]輝知養嗣子)	N	(M)
明治11年8月	五女修子(早世)	?	
明治11年11月	六男齊(早世)	?	
明治13年8月	六女良子(早世)	N?	(Y)
明治13年9月	七女浪子(のち男爵松平 齊夫人)	Y	(Y)
明治15年1月	八女国子(のち子爵大河内輝耕夫人)	Y	(Y)
明治15年9月	九女経子(のち伏見宮博恭王妃)	N	(Y)
明治16年9月	十女糸子(のち侯爵四条隆愛夫人)	Y	(Y)
明治17年8月	男児死産	Y?	
明治17年9月	七男慶久(のち慶喜後嗣,公爵)	N	(Y)
明治18年9月	八男 寧(早世)	?	
明治20年3月	十一女英子(のち侯爵徳川[水戸]圀順夫人)	N	?
明治20年10月	九男 誠(大2.11.分家し男爵)	Y	?
明治21年8月	十男 精(のち伯爵勝安芳養嗣子)	N	?
明治24年(1891)6月	女児死産	?	

上のリストから判明するように、幸と信は20歳代早々の明治4年から、ともに40歳を越え慶喜は50歳代の半ばに近い明治24年までの21年間、早世を含めて計21人の子をほぼ交代といつてよいくらいの、どちらにも偏しないペースで生んだ。死産を含めると23人となり、ほぼ半々になるという[遠藤1985:51]。慶喜が2人の妾を公平にセックス・サーバントとしたことに照応する成果であつて、成人した子もほぼ同数というバランスのよさであつた^(註1)。

合計13人の成人した子女のうち、慶喜後嗣と男爵家初代のほかは、やがて旧三家・旧三卿・旧家門・旧有力大名の養嗣子あるいは夫人、宮妃、旧高級廷臣夫人となつて、徳川一族の族的結合を強め、華麗な閨閥を拡げた。子女たちが慶喜の子として夫人の生んだ子と変わらぬ地位を与えられていることに目をみはる思いがするが、これは生得的にその資格をもつてい

たからではなく、夫人の実子もしくは養子と認められたからであろう。妾腹の子を本腹の子に準じた身分とする夫人の権能が、養子の制度によって支持されていた時代である。

では、自分が生んだ子どもにたいして生母である妾はどのような地位を占めたのだろうか。——子どもたちは美賀子を「おたあさま」と呼び、生母を二人称でも三人称でも幸とか信とか名を呼び捨てにした。子どもは慶喜や夫人と同じく主人側であり、妾は子どもの生母でも使用人の一人にすぎなかったからである。それで、生みの親にたいするような言葉を掛けたことが少しもないことに、成人した女の子などは内心気の毒に思っていたという [同上:102~103, 156]。

妾は主人の身近近く仕える女中であるから、主人にたいしてセックス・サーバントの役割を果たすほか、入浴時の世話役については先にふれたが、食事時の介添えも妾の役割であった。ただし、女中が飯を盛って幸に手渡した茶碗を、幸の手から慶喜が受けとる、という具合であった [同上:193]。主人が病気をした時の、主人の身体に直接ふれる介抱も妾の役割であったことだろう。その他、夫にたいする妻の关系的役割の一切を、女中の補佐のもとに二人の侍妾が交代でもしくは分担して行ったものと思われる。

夫人は装飾的儀礼的な公的存在であり、他方、妾は妻の关系的私的役割を果たしたとしても所詮使用人の分際であるのなら、慶喜家の主婦の役割—常の家における妻の集团的準公的役割—を誰が担当したのだろうか。慶喜が公爵に叙せられて一家を興し、東京は小日向の第六天町に転居してから、旧大名の家にあるオモテとオクの分化が明らかとなる [同上:153~155]。慶喜家の公的ないし社会的側面を担当するオモテには家令がいて取り仕切ったが、オクは老女つまり女中頭が慶喜家の日常生活を取り仕切り、主人側から指名された支配人として主婦的な役割を担当したのである。それが須賀 (1838~1927) であった。

須賀も旗本の娘で慶喜より1歳年下、6歳の時から大奥に上がった。幸・信の登場以前侍妾として慶喜に仕えたとの説もあるが、オキヨ (慶喜の手がつかず) で老女となったという説もある。主人の子を生んだ妾よりも、奥向き一切の取り締まりに任ずる老女のほうが上位で [同上:35, 163, 102]、妾もまた他の女中とともに老女の支配に属したのである。小日向第六天町の徳川邸での式日の儀式には、老女の須賀を先頭に幸・信の3人が黒紋付の裾を引いて慶喜の前に出るのが例だったという [同上:178]。もし夫人が存命なら、慶喜と並んで坐ったことであろう。

以上、夫人・妾・老女の役割を個別に観察したが、これは小イエのなかでも規模の大きい家における妻役割の分化であって、尾崎家のような中ごろの家では老女の役割が夫人の役割に吸収され、さらに小さい家では妾の役割も吸収されて、以上三者の役割が妻一人によって担当されている。このように、妻役割の統合あるいは分化が家の規模と関連することを推測することができるのである。

慶喜の妾のうち信が、慶喜よりもまた幸よりも早く明治38年2月死亡した日、「格直り待遇」となり、これまでの「信」あるいは「お信」から「信子殿」と改められた〔同上:243〕。慶喜後嗣の生母ゆえに使用人側から主人側に引き上げられたのである。東京谷中の神式で構成された徳川慶喜墓所には、中央に慶喜と美賀子夫人それぞれの高い石塔と土饅頭型の墓が並び立ち、慶喜の墓の背後に中根幸と新村信子の小さな墓碑と土饅頭墓が二つ並んでいる〔同上:158〕。墓碑に刻まれた中根幸の氏名は彼女が「格直り待遇」を受けなかったことを示しているが、墓碑および土饅頭の大きさには新村信子のと差異はなく、その位置関係はむしろ幸のほうが上席であったことを示唆している。ともあれ、主人の子を何人も生んだ侍妾は、夫人より劣位であるにせよ、妻役割を事実上担ったことが、彼女らの墓の配置に表明されている。なお、初め二人の侍妾よりも上位にあった老女一色須賀は、最も長命で昭和2年10月没した。生家の墓地に埋葬されたが、ただそのささやかな、おそらく遺髪を納めた墓碑のみ、慶喜の石塔の右手に、侍するかのよう石塔に向かって建てられている〔同上:158〕。

(2)公爵島津忠義の場合

薩摩77萬石の藩主島津忠義は、27代齊興が侍妾由良に産ませた久光（初め重富島津家を嗣いだが宗家に復帰し明治4年9月別家して華族に列せられる）の長子（母は重富公長娘）で、28代齊彬の嗣子となり、安政5年（1858）先代の死によって襲封した。以来死去に至るまで39年間当主の座にあったのは、明治40年の改正華族令まで華族は隠居を認められなかったためであろう。

忠義は生涯に3人の夫人と2人の妾をもった。最初の夫人は先代齊彬の三女で11歳年下の暉姫（1851～1869、妾於須磨所生）である。明治2年3月18歳で女兒を出産したが即日死亡し、房姫と命名された女兒も2歳で早世した。継夫人は齊彬の五女で13歳年下の寧姫（1853～1879、生母同、近衛忠熙養女）で、明治12年5月26歳で男児を産み、本人は出産翌日に死亡、忠宝と命名された男児も3カ月で早世した。このように、島津家では齊彬の血統を伝えてお家の安泰を図ろうとしたようであるが^(註2)、結局断念するほかになく、第二継夫人は板倉勝達（元福島3萬石、子爵）の次女妻子（?～1886）を迎えた。彼女は子を生むことなく、明治19年5月に没している。このように、3人の夫人をつぎつぎと迎えながら、二人しか子に恵まれず、生まれた二人とも早世した。以後、忠義は夫人を迎えなかった。その代わりに、最初の夫人死亡後娶ったかと思われる夫人より1歳年かきの寿満子（1850～1927、鹿児島県士族山崎拾娘）、寿満子が40歳になって引退しその後任として娶られたかと思われる久（菱刈実近娘）、という二人の妾によって多くの子女に恵まれた。その出生年月と名は以下の通りである〔鹿島1978:428～430, 527～528；尚古集成館1985:128～130；霞会館1996a, 1996b〕。Sは寿満子、Hは久が生母であることを示し、生母とは別に公式の母が定められている場合、その

名を末尾に括弧づきで示す（Yは寧姫）。徳川慶喜の二人の妾は平行して子を産んだが、忠義の妾の場合、Sが産み終わった後、Hが産み始めている。

明治2年(1869)3月	房姫（2年で早世）	夫人暉姫（出産即日死亡）	
明治4年4月	長女清子（のち侯爵黒田長成夫人）		S（Y）
明治6年2月	次女充子（のち侯爵池田詮政夫人・離，伯爵松平直亮継夫人）		S（Y）
明治7年2月	三女常子（のち山階宮菊麿王継妃）		S（Y）
明治8年8月	四女知子（のち伯爵徳川〔田安〕達孝継夫人）		S（Y）
明治9年12月	五女普姫（早世）		S
明治11年2月	六女貞子（のち伯爵久松定謨夫人）		S
明治12年5月	長男忠宝（3ヵ月で早世）	継夫人寧姫（出産翌日死亡）	
明治12年10月	七女倪子（のち久邇宮邦彦王妃）		S
明治14年6月	八女和姫（早世）		S
明治16年7月	次男徳之助（早世）		S
明治17年7月	三男邦丸（早世）		S
明治18年9月	九女正子（のち公爵徳川〔宗家〕家正夫人）		S
			（明治19年5月，第2継夫人棲子死亡）
明治19年10月	四男忠重（忠義後嗣，公爵）		S
明治24年5月	五男忠備（明26.3.分家し男爵）		H（S）
明治25年10月	六男忠弘（明28.9.分家し男爵）		H（S）
明治27年1月	七男久範（のち伯爵島津〔佐土原〕忠麿養嗣子）		H（S）
明治28年1月	八男康久（のち分家創立）		H（S）
明治30年(1897)5月	十女為子（のち侯爵徳川〔和歌山〕頼貞夫人）		H（S）

忠義は29歳から57歳までの29年間に19人（8男11女）の子を挙げた。うち二人の妾によるもの17人、とくに寿満子が多くの子をもたらした。彼女は21歳から36歳まで（明治4～19年）の足かけ16年間に忠義の子を12人（3男9女）産み、うち8人（1男7女）が育って、島津宗家の後嗣を確保したばかりでなく、皇族妃および有力大名華族夫人を輩出して、宗家の華麗な閨閥を固めるのに貢献した。彼女は明治11年28歳で島津家に入籍された後、「格直り待遇」によって寿満子と呼ばれるようになる（それまでは寿満あるいは於寿満）。上掲のリストで判明するように、四男と五男とを隔てる5年の空白の間に、産み手が寿満子から久へと交替している。久（生没年不詳）は明治24年から30年（忠義57歳）までの足かけ7年間に5人（4男1女）の子を生んで、島津一族の繁栄に貢献した。久の父の身分は不詳であるが、おそら

く寿満子の父同様に島津家の旧家臣であろう [鹿島1978:445]。寿萬子は久が生んだ子どもたちの公式の母の地位、したがって準夫人的地位を与えられていることに注目したい。

(3)伯爵松浦 詮の場合

肥前平戸6萬石の藩主松浦家37代詮は、先代の甥として生まれたが、のちその嗣子となって宗家を嗣ぎ、実に50年間当主の座にあった。最初の夫人は支藩主松浦皓の娘、1歳上の浩子(1839~1871)である。彼女は安政4年(1857)18歳で嫁し、19歳で長男源三郎を生んだが、2カ月で早世、25歳で生んだ長女宣子が成人した。さらに27歳で生んだ三女隆子は2歳で早世し、彼女自身明治4年32歳の若さで亡くなった。継夫人は青山幸哉(元美濃八幡4萬8千石、子爵)の次女澄子(1843~1924)で詮の3歳下、明治8年(1875)31歳で嫁し、35歳のとき七女岡子を生んだだけで終わった。したがって、二人の夫人合わせて1男3女、うち成年に達したのが、女子一人づつに止まったことになる。

詮を子福者にしたのは、谷本千恵子(C)・西沢琴子(K)・滝川軒子(N)という3人の妾であった。そのうち最初に娶られたと推定される千恵子(1843~1917)は、大阪府平民の娘で詮の3歳下、始め縫緒といい、詮が東觀の途次大阪藩邸を足場としたことから、文久元年(1861)に貰い受けられたようである。7男3女を産んだ。琴子は1男1女を産んで明治5年(1872)に東京で亡くなり、軒子は1男を産んだ後、没年を明らかにしない。この二人の出自は不明である。以下、家譜によって出生順に子女をリストアップし、生母の名を掲げる [松浦伯爵家1930a:15~20]。

安政6年(1859)2月	長男源三郎(江戸で生まれ2カ月で早世)	夫人浩子
文久2年(1862)4月	次男宗吉郎(平戸で生まれ2カ月で早世)	C
元治1年(1864)6月	三男厚(平戸で生まれ夫人の養子となる。詮後嗣,伯爵)	C
慶応1年(1865)4月	長女宣子(平戸で生まれる。のち侯爵前田利嗣夫人)	夫人浩子
慶応1年5月	次女逸子(のち伯爵松平[高松]頼聡弟頼温夫人)	C
慶応2年3月	四男靖(のち分家・子爵松浦[平戸新田]豊養嗣子)	K
慶応3年6月	三女隆子(2年で早世)	夫人浩子
慶応3年7月	五男正繩(のち子爵稻葉[淀]正邦養嗣子)	C
明治2年(1869)2月	四女都子(のち伯爵伊達[仙台]宗基夫人)	C
明治2年7月	六男義準(のち男爵佐竹義壽養嗣子)	N
明治3年9月	五女賀子(14歳で早世)	K
明治4年8月	七男信常(のち侯爵大隈重信養嗣子)	C

(この年12月,夫人浩子平戸で死亡)

明治6年12月	八男正復（のち子爵本多〔駿河田中〕正憲養嗣子）	C
明治9年6月	六女正子（のち子爵松井康義夫人）	C
明治12年1月	七女岡子（のち侯爵伊達〔宇和島〕宗徳四男武四郎夫人）	継夫人澄子
明治13年3月	九男廉（のち末家松浦恒養嗣子）	C
明治17年(1884)7月	十男勝純（のち子爵井上勝養嗣子）	C

松浦詮は19歳から44歳まで足かけ26年間で17人の子女（男子10女子7）をえ、うち4人（男子2女子2）を除く13人が成人した。13人のうち、夫人・継夫人所生の女子2人以外は3人の妾が生んだ子たちであった。なかでもごく初期から最後まで23年にわたって詮の子を生みつづけた谷本千恵子は、松浦家後嗣を含めて9人（他に早世男子1）と断然多く、西沢琴子は1人（ほかに早世女子1）、滝川軒子も1人に止まった。千恵子所生の三男厚が世子として元服しかつ叙位された明治9年（1876）、千恵子は老女の上席に進められ、松浦家の戸籍に編入された。幕末から明治初年にかけて並立した夫人と3人の妾のなかで、千恵子は唯一人生き残り、継夫人の婚入後も千恵子にたいする詮の愛は変わることがなかった。

詮は伊香保入湯、日光・塩原遊覧、鎌倉転地静養、銚子方面漫遊の旅や、晩年には旧藩地平戸への旅にも、継夫人でなく千恵子を伴っている。継夫人の還暦祝賀の後、継夫人より4カ月早生まれの千恵子のためにも還暦の賀宴を張った。明治41年4月詮が死亡した時、葬列の身内女性の先頭を継夫人らの馬車が進み、その末尾を千恵子らに乗せた馬車が従ったように、また染井霊園の松浦家墓所では、継夫人の墓碑が詮のそれと並んでいるのにたいして、千恵子の墓碑は家族の末尾に置かれているように、両者の地位には大きな隔たりがあったが、生涯を貫いて詮に連れ添った女性は千恵子であり、千恵子こそ詮のセックス・サーバントに止まらない生涯のパートナーであったといっても過言ではないだろう〔松浦伯爵家1930a, 1930b〕。

夫人所生の男子がないため妾腹最年長の三男が松浦家を嗣いだが、1歳の時夫人の養子となっていることに注意したい〔松浦伯爵家1939:2〕。他の子女はおおむね大名華族の養嗣子あるいは夫人となり、松浦一族の養嗣子となった者、勲功華族の養嗣子となった者もあって、娶妾は閨閥の拡充、一族の絆の強化に役だった。

(4)伯爵津軽承昭の場合

陸奥弘前10萬石の藩主津軽家12代の承昭は、熊本藩主細川斉護の四男に生まれて先代順承の嗣となり、17歳で襲封してから75歳で死去するまで実に58年間当主の座にあった。最初の夫人常姫（1839～1861）は先代順承の娘で2歳上であった。彼女が子を残すことなく結婚後4年、22歳で死亡した後、8年をへて、津軽家が宗家と仰ぐのみならず先々代で縁約があっ

た撰家近衛家から、尹子（1848～1900）を継夫人に迎えた。彼女は承昭より7歳下の21歳であったが、子どもは結局生まれなかった。しかし、承昭にはタツ（T）・アヤ子（A）・千賀（C）という3人の妾があり、継夫人の輿入れ前から子が生まれ始めて、下記7人（男3人女4人）の子女をえた。もともと、うち4人が早世し、3人だけ成人した〔津軽1917〕。T, A, Cは生母の名を示す。

慶応4年(1868)6月	長女貴子（弘前で生まれ明2.12.早世）	T
明治2年(1869)4月	長男敏丸（弘前で生まれ明2.7.早世）	A
明治5年10月	次女阿栄（明6.7.早世）	T
明治8年7月	三女理喜子（のち分家・男爵津軽行雅夫人）	C
明治8年11月	次男昭徳（明9.12.早世）	T
明治11年7月	三男檜麿（東京で生まれ明22.1.分家し男爵, 明37.9.亡）	T
明治19年(1886)2月	四女寛子（のち男爵徳川義恕夫人）	T

明治10年、5人の子どものうち長男・次男を含めて4人まで早死にさせた承昭は、まだ36歳であるのに後嗣たるべき男子がえられないものと速断して、一人だけ生き残った妾腹の三女2歳の行く行くは婿にとの思惑で、継夫人の甥に当たる近衛家の次男英麿5歳を養嗣子とした。この幼童は妾腹で、近衛家から生母石川千坂が付き添って東京の津軽邸に移り住んだ。ところが、その翌年、侍妾タツに男児が生まれた。英麿を養嗣子とした以上これが長男であり、軽々しく廃嫡することはできない。結局、タツ所生の檜麿は11歳で別戸させ、官に乞うて男爵を授けてもらったが、26歳で未婚のまま死去した。他方、養嗣子は14歳でドイツ留学の旅に発ったまま帰国せず、18年後32歳になって帰国した時には、3歳下の家付娘とは結婚する意思がなくなっていた。承昭はやむなく小倉の旧藩主小笠原伯爵家の娘を迎えて娶せた。折角妾腹の子女が3人成人したのに、早過ぎた決断が祟って、自らの子に家系を継承させることができなかったのである〔森岡1997: (23)～(24)〕。3人の侍妾のうち、次男三男を含めて5人の子を産んだタツ（1848～1920）は、東京府平民田中某の娘、鋁の名で津軽家に入籍された。谷中霊園の津軽家墓地でも、承昭生母や英麿生母よりはやや狭小とはいえ、囲いを廻らした墓碑に祀られている〔秋元1998:662〕。

(5)伯爵柳澤保申の場合

大和郡山15萬余石の藩主柳澤家7代の保申は、先代保興の妾腹の末男であったが、妾腹の兄たちがみな夭折したため、わずか2歳で襲封し、47歳で死去するまで藩主の座にあった。妻にした同い年の一条忠香次女明子（照憲皇太后姉）には子が生まれず、3人ほどの妾が9

人の子をもたらした。名を明らかにしうる生母2人をそれぞれY（八重子）、S（志奈子）と表示すれば、つぎのとおりである〔霞会館1996b:756；松田1978:233〕。

慶応3年(1867)	長女芳子（早世）	Y
明治13年(1880)8月	次女秀子（のち養嗣子保恵夫人）	S
明治16年2月	三女幾子（早世）	S
明治20年9月	四女悦子（のち朝倉文夫夫人）	?
明治21年12月	長男保承（のち保恵養嗣子）	S
明治23年11月	五女管子（のち遠山景久夫人）	?
明治24年8月	六女武子（のち男爵岩崎久彌弟豊弥夫人）	?
明治25年3月	次男信保（のち武田やう養嗣子）	?
明治26年1月	三男保篤（のち分家）	?

上掲リスト中の慶応3年から明治13年に至る13年間の空白は、妾がYからSへ交替したことを物語り、明治23年から26年まで毎年子どもが生まれたことは、Sの他に妾が少なくとも一人いたこと、あるいはこの間に増員されたことを暗示するが、詳細は明らかではない。

明治19年、40歳の保申はすでに3女をえていたが、2女はともにわずか2歳で夭折し、6歳の次女のみ掌中に残されていた。嗣子が生まれることに深刻な懸念があったのか、保申は越後黒川1萬石の大名であった分家の長男、秀才の誉高い16歳の少年光敏を養嗣子にもらい受けて保恵と改名させ、次女の婿に予定した。ところが、その2年後に侍妾志奈子に長男が生まれた。津軽承昭と同じく早すぎた決断を悔いた保申は、承昭が実子権麿を分家させ男爵を授けてもらったのにならって、養子保恵を分家させて授爵の栄を受けさせ、家督は長男に譲ろうとして運動したが、果たせずに逝去した〔明治25年「授爵録」〕。

(6) 侯爵蜂須賀茂韶の場合

阿波25萬8千石の藩主蜂須賀家14代の茂韶は先代の実子、21歳で襲封してから61歳で亡くなるまで、50年間当主の座にあった。最初の夫人斐は一族の娘、子はなく茂韶28歳の時離縁した。それから5年たって、旧桑名藩主松平定敬と離縁したばかりの旧水戸藩主徳川慶篤長女随子（1854～1923）を継夫人に迎えた。彼女は茂韶より8歳下の25歳、評判の美人であった。継夫人にも子は生まれなかった。

茂韶には11人の妾がいたという。その一人旧藩士内藤数孝の妹が女子を二人生んだが夭折し、3人目に生まれたのが嗣子となった正韶（1871～1932）である。随子が興入れした時に彼は8歳になっていた。茂韶は随子を迎えるにあたり、その強い希望で11人いた妾すべてに

暇を出し、その代わり随子が実家からつれてきた萩原京という若くて美しい侍女を妾にした。京にも子が生まれず、成人した茂韶の実子は正韶一人であった。

資料とした蜂須賀 [1957] は、遠藤 [1985] と読み比べてみると信用しがたい記述が少ないようにみえる。そこで、蜂須賀の本のなかの誤りが少ないと思われる部分をなぞったのが上記である。しかし、この本には夫人と妾の棲み分けについて興味深い具体的な記述があるので、筆者の解釈を加えて紹介しておこう。

蜂須賀家の邸宅は明治から大正にかけて東京の数カ所にあり、茂韶は三田綱町の本邸と白金の高輪邸に住んだ。ただし、夫人随子がいる本邸に1週のうち月水金の三日、愛妾お京がいる高輪には火木土日の四日と、判でついたように日を決めて両邸を行き来した。茂韶が高輪から三田へ来る時は、お京もついてきて夫人のごきげんを伺うのが例であって、三田の邸内にはお京の住む一角も用意されていた。ということは、夫人にたいする妾の分際を示すものようであるが、実は茂韶がいつもお京を伴っていたということに他ならず、主人の身の回りの世話をする侍妾の役割が透けてみえる記述である。それに、本邸内のお京が住む一角の存在は、棲み分け以前の妻妾同居時代を偲ばせる。

蜂須賀家の公式の住居である三田の本邸は、5万坪の敷地に建てられた約2千坪の大名屋敷風の建物をもち、邸内には老女を含めて30~40人の女中が仕えていた。当主の座敷は15畳敷4間からなる広間で、旧家臣が伺候したり来客がある時は、当主と夫人が正面に並んで応対した。広間のうち南に面した15畳が当主の常の部屋で、いつもそこで寝起きし食事をした。食事時にも夫婦差し向かいではなく、茂韶のそばに夫人が並んで座り、老女1人、女中2人、お膳所から食物を運んで来る女中2人、計5人の女中が向かいに控えて給仕するのである。しかし、夫人はいっしょに食事をするわけでも、また給仕をするわけでもなく、ただ横に並んでいるだけの役で、茂韶が一人だけ食事をした。これが大名家のしきたりであったという [蜂須賀1957:39, 80~81]。

以上、有力大名華族6家の当主いずれにおいても、夫人は後嗣をもたらず、代わって妾がこの役割を果たした。妾は後嗣を産むことで大名華族の家系の存続に貢献し、さらに所生子女の縁組によって閥閥を拡充し、また一族の絆を固めるうえで大きな貢献をした。その機能は近代ではすぐれて社交的なものであるが、近世ではむしろ政治的であり、中世から近世への兵馬争乱の時代にはすぐれて軍事的であった。一家一族の存続と繁栄にたいする娶妾の積極的な機能が、気に入りの若い娘をセックス・サーバントとして座右に侍らせることを正当化したのである。その結果、生殖力豊かな夫人も子を産むことから疎外される傾向があったことは、否めないだろう。

勲功華族尾崎三良の事例 [森岡1998] では、妻は士族に準ずる平民の出身であるのにたい

し、妾は歴とした旧官家士族の出身であって、妻妾の出自に身分差のないことが、両者の間に決定的な身分差を創り出さなかった一つの要因であったと考えられる。他方、有力大名華族では、妻は互角対等の家の娘であるかその養女、または自家の家付娘もしくは一族の娘であるのたいし、妾は家来筋の家もしくは平民の娘あるいはこれらの養女であって、出自にすでに主従の差異があり、この身分差が妻と妾との間の主人側と使用人という身分差に引き継がれている。

有力大名華族では、徳川家や蜂須賀家の例で言及があったように、老女がオクの支配人として女中や生活財の管理運営を担当し、妻はこれから全く解放された実用的意義の乏しい存在であったが、夫人の位座を占めているだけで、社会的政治的に象徴的な意義を担った。他方、家政規模の小さい勲功華族では老女を置く必要はなく、もっぱら妻が主婦として支配人の役割を担当した。妻は実用的意義の大きい存在であって、妾も副次的に主婦補佐と女中頭の機能が混淆した役割を帯びたといえよう。これにたいして、大名華族の妾は、蜂須賀家の京のように別邸の「奥様」となった場合を除いて、老女の指揮下にあったにせよ、その補佐的な役割はなく、主人の身の回りの世話に役割が特化していたと考えられる。家内的地位を異にする女性（妻・妾・老女）間の役割の分化と統合の相違は、主に家政規模と家の慣習の差異によって生じたのであろう。

(7) 6家の嗣子世代にみる変化

おおむね複数の妾がいた明治初期の有力大名華族では、嗣子世代でも妾があり、娶妾習俗が代的に保持されていたかどうか、これがここで問われる問題である。先に観察した6家についてその嗣子世代を点検する前に、この二つの世代の生没年と子女出生期間に関する資料を表1のように整理して、両世代が位置する時代の差を把握する便としよう。

当主世代は同一のコーホートに属するように生年の散らばりを10年幅以内に限ったのであ

表1 6家の当主と嗣子の生没年と子女出生期間

(暦年)

当 主				嗣 子				
姓 名	出生	子女出生期間	死亡	名	出生	結婚	子女出生期間	死亡
徳川 慶喜	1837	1858, 71~91	1913	慶久	1884	1908?	1909?~22	1922
島津 忠義	1840	1869~97	1897	忠重	1886	1911	1912~1919	1968
松浦 詮	1840	1859~84	1908	厚	1864	1882	1884~1906	1934
津軽 承昭	1841	1875~86	1916	英麿	1872(養)1907		—	1919
柳澤 保申	1846	1867~93	1893	保恵	1870(養)1900		1901~1902	1936
蜂須賀茂韶	1846	1871	1918	正韶	1871	1895	1896~1903	1932
参考 尾崎三良	1842	1875~1900	1918	洵盛	1880	1909?	1910~28	1966

るが、嗣子世代の生年は20年幅に広がり、かなりの分散を示している。それでも、両者は当然のこととして明確に分離しており、当主世代の子女出生が終わってからおおむね十数年をへて嗣子世代の子女出生が始まることに注意しておこう。以下、当主世代の記述順序を踏襲せず、嗣子の生年の早い者から嗣子世代を取り上げる。

①松浦 厚

明治15年、18歳の年に3歳下の侯爵浅野長勲養女益子(1867~1925)と結婚、明治17年から39年までの23年間に3男4女を挙げたが、みな夫人の所生であって妾の影は認められない[松浦伯爵家1939:7~9]。ただ、大正14年夫人没後(厚61歳)昭和3年継夫人を迎えるまでの間に、若い女性を連れて来て同棲を始め、世間の評判になったので、実弟の大隈信常が湘南二宮の寓居を訪ねて詰問したという[山口1932:185~186]。あからさまな蓄妾が社会的に容認されない時代になっていることを暗示する逸話である。

②柳澤保恵

大和郡山の宗家の嗣となって学習院初等中学科に入学し、高等科からさらに大学科に進んで明治27年7月に卒業した。在学中から統計学に興味をもち、特に優等の成績を挙げたので、卒業の年の10月、宮内省からドイツ留学を命ぜられた。滞欧中さらに3年延長して前後6年間、ドイツ・オーストリア・ベルギーの諸大学で統計学・国家学・社会学等を修め、明治33年9月に帰朝した。先代保申が早くも同26年10月に死去したため、保恵は学習院大学科学生の身で柳澤家の戸主になっており、保申未亡人、婚約者である保申次女、妾腹の弟妹6人、そして保申妾を含む家族を保護すべき立場にあった。帰朝早々20歳になった婚約者と結婚し、一男一女を挙げたが、わずか3年3カ月で夫人の逝去に逢い、さらに長男も夭折した。保恵は大正2年(1913)7月柳澤統計研究所を東京柳澤邸に設立し、自ら総裁となって研究事業と啓蒙活動を指揮するとともに、統計の専門的な学識をもつ貴族院議員として日本の国勢調査制度の確立に貢献するなど、ユニークな社会活動を展開した。夫人亡きあと再婚せず、亡夫人の実弟である保承を養嗣子として養父の男系の血統に柳澤家を還し、一人娘は外交官に嫁がせて中継戸主の使命を全うした[森岡1997]。彼の伝記は、「故伯爵は東京市芝区田町の本邸に孤独の生活を続けて居られた」[1937:2]と伝えるのみで、身边に侍妾の影を感知させる片言隻句すら留めていない。

③蜂須賀正韶

明治28年イギリス留学から帰朝した24歳の正韶は、5歳下の徳川慶喜四女筆子(1876~1907)と結婚し、明治29年から36年までの8年間に1男3女を挙げた。その頃は父の茂韶も水戸徳川家から入興した夫人随子も健在であったから、父たちが住む大奥・中奥に加えて、本邸に新たに設けられた新奥が正韶夫妻の住居だった[蜂須賀1957:31, 39]。

正韶には妾がいなかった。長女の年子は、父に側室というものがいなかった点で、母は人間的に幸福だったといえる、と書いている。しかも、夫人筆子が明治40年31歳の若さで亡くなった後、正韶は一生再婚せず、夫人の侍女であった柏せいという女中が身の世話を勤めていたが、周囲の予想に反してこれすらも妾にしなかった [蜂須賀1957:36, 53]。

④津軽英麿

ドイツ留学から帰国した後、明治40年に至って35歳で15歳下の小笠原伯爵家の長女照子(1887~1972)と結婚したが、子に恵まれず、大正8年47歳で死去した [津軽1917]。ここでも妾の影は認められない。(尾張徳川家の分家に嫁した先代次女の次男義孝 [1907~] が、後嗣となって津軽家を相続する。)

⑤徳川慶久

7歳下の有栖川宮威仁次女実枝子(1891~1933)と結婚、明治42年?から大正2年までの5年間に1男2女をえた。夫人は男児出産後結核を患い、転地療養をしたが、その間、夫人が里の宮家からつれてきた女中の一人、テツコという仙台生まれの若い女性を主人づきにしたところ、慶久は彼女を愛して大正10年に女兒を生まれ、翌年彼が事故死した後、もう一人の女兒が生まれた。テツコは夫人の怒りにふれて暇を出され、後、医者に嫁したという。二人の女兒は夫人の子として育てられた [遠藤1985:274~280, 284; 榊原1996]。ここにも妾が認められなくなっている世相の反映が見られよう。

⑥島津忠重

明治44年、24歳で2歳下の侯爵徳大寺実則六女伊楚子(1888~1971)と結婚、明治45年から大正8年までの8年間に4男1女をえた [鹿島1978:444~445]。ここでも妾の影は認められない。

以上、6家の嗣子世代については、どの家でも公刊された書物に掲載される形では妾の存在が伝えられていないことと、津軽家を除いて夫人が何人もの子を生んだばかりか、柳澤家を除き後嗣を含めて成年に達した夫人所生の子が何人もいることが、注目される。要するに、娶妾習俗に当主世代と嗣子世代との間で明確な断絶が生じていたのである。では、このような断絶をもたらした事情は何か。また、その事情はいつ頃起こったのであろうか。

先に注意した子女出生期間に注目すると、当主世代の子どもたちの生年は幕末から明治初期・中期にわたるのにたいし、嗣子世代の子どもたちのそれは明治後期から大正期にわたり、両者分布の分界線をおおよそ1897年(明治30)頃に見出しうる。それはいうまでもなく嗣子世代が結婚した時期、1882年(明治15)~1911年(明治44)に当たり、しかもほぼその中間に相当する。したがって、当主世代はすべて妾を娶り、嗣子世代はすべてこれをもたないという世代差を生じさせた事情は、右の分界線の時期を手がかりとして探索するのが得策であ

ろう。

III. 天皇および皇族における娶妾習俗

華族社会の娶妾習俗に変革を促した事情を探るためには、天皇および皇族における娶妾習俗を視野に収めて考察する必要がある。明治13年、元老院における刑法審査修正案の審議で、議官柴原保が「我皇統ノ天壤ト極リナク綿々継承スル所ノモノハ妾ノアルヲ以テナラスヤ若シ之ヲ廃スルトキハ皇統ノ関係極テ大ナリ」[福島1962:143]と指摘して、皇統に言及しつつ大上段から存妾論を展開したように、娶妾習俗の改廃は華族の家の継承の問題を超えて皇統保持の問題、したがって日本の国体保持の問題とからんでいた。それゆえ、刑法の条文から妾の字を削ること以上の実質的な娶妾習俗の改廃は、天皇や皇族の娶妾習俗の改廃によって基本的に規定されていたと考えねばならず、また華族社会におけるこの習俗改廃の事情を追跡するためには、天皇や皇族における娶妾の実態、およびこの習俗に加えられたと推定される改廃を問わなければならないのである。

(1) 皇族側室制度の問題

元老院議官・尾崎三良が宮内省帝室制度取調委員を兼ねていた頃の日記、明治22年5月28日の項に、「柳原ヨリ書面来ル。皇室側室制度ノ事ニ付宮内大臣ヨリ諮詢ノ事アリ。其答議案ヲ封入ス。」とあり、二日後の5月30日の項に、「柳原へ書面遣シ、皇族側室制度ニ付宮内大臣答議ニ同意ノ旨返答遣スナリ。」と記録されている[尾崎1991:287]。宮内大臣土方久元(1833～1918)から皇族側室制度について諮問を受けた元老院副議長で帝室制度取調委員長の柳原前光(1850～1894)が、委員の尾崎に答議案を送って意見を求めたのにたいし、柳原の答議案に同意の返事をしたという記事である。当時、皇室諸制度の制定に関連して、皇族の娶妾習俗にどう対応するかが避けられない懸案となっていたことが判明する。

答議案の内容について予想通り尾崎は何も記していないが、明治24年の作成と判断される「皇親繁栄ニ関スル件」と題する文書が伊藤博文編『秘書類纂』のなかにあり、この懸案にたいしてほぼどのような対応策に落ち着いたかを推測する手がかりを提供してくれる。この文書は表題の「皇親繁栄」が与える印象とは異なって、皇室費抑制の観点から皇族繁栄(増加)の抑制策を論じており、皇族の側室についてはつぎのように述べている。

皇族増加ノ問題ニ関シ講究ヲ欠ク可カラザルモノハ庶出ノ皇族ナリ。典範ニ於テハ已ニ庶出ヲ認メタリト雖モ、私生児ヲ認知シテ庶子ト為スニハ相当ノ内規ヲ設ケザル可カラズ。蓋シ皇室ガ庶出ノ根本タル皇族ノ側室ニ対シ、相当ノ内規ヲ設クルハ皇位継承ノ統属ニ神聖純潔ナル血系ノ保存ヲ擁護スル所以ナリト謂ハザルベカラズ。幸ニ現在成年皇族ノ賢明

ナル、品位ト榮譽トヲ重ンゼラル、ヨリ近年新タニ側室ヲ置カル、ノ事アルヲ聞カズト雖ドモ、予メ之ガ制限ヲ立ルハ実ニ彝倫ト榮譽トヲ重ンゼラルベキ皇室ノ執ルベキ至当ノ道ナリト謂フコトヲ得ベシ。即チ妃ノ健康状態ニアラザル場合ノ外ハ側室ヲ置クヲ許サバル事トシ、止ムヲ得ズ之ヲ置クトキハ其身分操行ヲ選択スル事トシ、若シ許可ヲ得ズシテ側室ヲ置キタル場合ノ如キハ其庶出子女ハ之ヲ認知スルヲ許サズ。況ンヤ其他ノ場合ノ如キ断ジテ之ヲ排斥セラル、ノ方針ヲ執ルニアリ。〔伊藤1970b:109~110〕

主張するところは、皇室典範の規定によって庶出の皇族も皇位継承権を認められている以上は、皇位継承の統属に神聖純潔な血統の保存を擁護するため、庶出の根本である皇族の側室にたいして、相応の内規を設ける必要がある。内規の要点は、人倫と榮譽を重んぜられるべき皇室としては、妃の健康の都合上、妃の性役割代行ともいうべき側室を置く必要がある場合を除き、側室を置くことを許さないこと、かようにやむをえず側室を置くときはその身分を選びかつ操行の点で問題のない女性を選ぶこと、もし許可なく側室を置いた場合には生まれた子女を庶出子女として認知することを許さない、つまり皇族としての身分と特権を認めないこと、というにある。もし「神聖純潔ナル血系ノ保存」だけのためなら、側室候補の「身分操行ヲ選択スル事」でよいはずなのに、「妃ノ健康状態ニアラザル場合ノ外ハ側室ヲ置クヲ許サバル事」とあって、原則として皇族男子による側室の娶得を認めない姿勢が明らかにされている。そのさい、皇室費抑制の観点よりも「彝倫ト榮譽」を重んずるべき皇室の立場を強調して、皇族の娶妾習俗にたいする人倫と榮譽の観点からの改廃の動きが、ここに歴然とその姿を表したことが注目される。また、やむをえず側室を置く場合は候補について勅許（皇族会議の同意が前提、実務的には所管庁である宮内大臣という臣下身分の同意が前提）が必要であり、許可なくして側室を置いた場合庶出子女の認知を許さない（宮内大臣による拒否）とされていることは、娶妾という皇族の個人的行為にたいする臣下身分の官僚による統制を予告するものであって、明治期に改編された皇族制度とは結局何であったか、その本質が端なくも露呈されたと言える。

では、皇族の娶妾の実態について、さきに大名華族の親子両世代にたいして行ったような点検を試みてみよう。ただし、大名華族に比して皇族の人数ははるかに少ないので、親世代も子世代も世代幅を拡げねばならず、また情報も乏しいので、該当する皇族のうち子のある人々に限った。庶子があれば側室の存在を推定できるが、庶子の生母の外に側室がいた可能性は否定しえない。同様に、子のない皇族、庶子のない皇族についても側室がいなかったと断言できないが、子世代については時代環境を考慮してその場合には側室なしとみなすこととする。

- 親世代 → 子世代
- 久邇宮朝彦 (1824~1891, 伏見宮邦家第4男子) 庶出16 (生母5人) (妃なし)
- 賀陽宮邦憲 (1867~1909, 久邇宮朝彦第2男子) 嫡出1
- 有栖川宮熾仁 (1835~1895) 嫡出2, 庶出6 (生母5人)
- 有栖川宮威仁 (1862~1913, 有栖川宮熾仁第4男子) 嫡出3
- 北白川宮能久 (1847~1895, 伏見宮邦家第9男子) 嫡出1, 庶出8 (生母3人)^(註3)
- 関院宮載仁 (1865~1945, 伏見宮邦家第16男子) 嫡出4
- 伏見宮貞愛 (1858~1923) 嫡出2, 庶出2 (生母2人)
- 伏見宮博恭 (1875~1946, 伏見宮貞愛第1男子) 嫡出2
- [伊藤1970c:167~178]

親世代は1824~1858年生まれ、それにたいして子世代は1862~1875年生まれで、さきにもみた大名華族6家の親子両世代の生年分布とほぼ照応する。親子それぞれ4例のうち真の親子は3例(→付き)、残り1例は実は兄弟であるが、これも生年の差からみて親子に準ずるものとみて掲載した。僅かな事例ながら、親世代では庶出の子があり、側室がいたことが明らかであるのにたいし、子世代では嫡出子ばかりで庶出なく、その限りでは側室の痕跡は認めがたい。子世代4人のなかで一番年長の有栖川威仁が成年に達したのは1882年(明治15)であって、この年妾の字を削った刑法が施行されて妻妾が法律で保護されない時代がきたことが、子世代には実際にも側室がなかったのではないかと推測する一つの根拠である。こうした状況を背景として、皇族の側室問題にたいする先述の方針が策定されたのである。しかし、皇族の場合天皇に直接するだけに、天皇の側室制度の動向によってより強く規定されたはずである。

(2) 皇室内廷の典侍制度

天皇家には古い伝統をもつ側室の制度があった。幕末から明治にかけて側室として天皇の身边に仕えた女性とは、後宮(内廷)の内侍部に所属する女官・正権典侍である。彼女らは摂家・清華家といった高級公家の姫ではなく、平堂上である羽林家・名家の中でも上の部の大納言直任の、したがって爵位制のもとでは伯爵に叙せられた家の娘で、その家格でない子爵の家の娘も典侍の家の養女(実は猶子)になれば最初から典侍として勤務できた[下橋1979:17;河鱈1949:19]。さきに掲げた皇族・親世代の生年幅にその生年が含まれる明治天皇(1852~1912)の皇子女を、出生順に関連情報を添えて一覧にすればつぎのとおりである。摂家一条家の姫である皇后美子(1850~1914)には子がなく、15人の皇子女はすべて権典侍の所生であった。出生年月順に名と生母姓名を掲げれば以下の通りとなる。

		生母	天皇
明治6年(1873)9月	稚瑞照彦尊(早世)	①権典侍葉室光子(21歳)	21歳
明治6年11月	稚高依姫尊(早世)	②権典侍橋本夏子(17歳)	21歳
明治8年1月	薰子内親王(早世)	③権典侍柳原愛子(20歳)	23歳
明治10年9月	敬仁親王(早世)	同(22歳)	25歳
明治12年8月	嘉仁親王(皇后の实子 ^(註4) となって皇嗣)	同(24歳)	27歳
明治14年8月	韶子内親王(早世)	④権典侍千種任子(26歳)	29歳
明治16年1月	章子内親王(早世)	同(28歳)	31歳
明治19年2月	静子内親王(早世)	⑤権典侍園祥子(19歳)	34歳
明治20年8月	猷仁親王(早世)	同(20歳)	35歳
明治21年9月	昌子内親王(のち竹田宮恒久王妃)	同(21歳)	36歳
明治23年1月	房子内親王(のち北白川宮成久王妃)	同(23歳)	38歳
明治24年8月	允子内親王(のち朝香宮鳩彦王妃)	同(24歳)	39歳
明治26年11月	輝仁親王(早世)	同(26歳)	41歳
明治29年5月	聡子内親王(のち東久邇宮稔彦王妃)	同(29歳)	44歳
明治30年(1897)9月	多喜子内親王(早世)	同(30歳)	45歳

①華族葉室長順次女光子(1852~1873)。慶応3年(1867)10月21日「光子を召して典侍と爲し、今参と称す」[明治天皇紀、以下『紀』と略称]。時に天皇15歳光子15歳。「今参(いままいり)」とは新しく典侍に上がった新参者のことで、やがて新典侍の職名を与えられる[下橋1979:16, 河鱈1949:19]。明治2年(1869)10月12日、昇格して三典侍として『紀』に登場。同4年8月の内廷改革により権典侍(五等官, 月給133両)[『紀』]。同6年9月18日永田町御用邸で第一皇子稚瑞照彦尊誕生, 即時死亡, 納棺の22日光子死亡[『紀』], 21歳。護国寺に葬る。

②華族橋本実麗三女夏子(1856~1873)。明治2年10月新典侍として『紀』に登場, 13歳。同4年8月の内廷改革により権典侍[『紀』]。同6年11月13日青山御用邸で激烈な子癇症を発し, 人工をもって娩出, 第一皇女稚高依姫尊即時死亡, 翌14日夏子死亡[『紀』], 17歳。護国寺に葬る。

③華族柳原光愛次女愛子(1855~1943)。初め孝明天皇の女御九条夙子(1833~1897)に仕えて梅の井と称したが, 女御のもとで見染めた明治天皇に召されて明治5年権掌侍となり, 翌6年2月権典侍に任じられて早蕨典侍(さわらびのすけ)と称した[松崎1998:57]。同8年1月21日青山御所内新殿で第二皇女薰子内親王誕生, 愛子20歳。同10年9月23日青山御所内梅御殿(青山御産所)で第二皇子敬仁親王誕生, 愛子22歳。同12年8月31日青山御産

所で第三皇子嘉仁親王誕生，愛子24歳 [『紀』]。

④華族千種有任長女任子 (1855～1944)。明治4年皇后に召し出されて権掌侍となり桔梗と称したが，のち天皇に召されて権典侍に任ぜられ花松と改称。同14年8月7日青山御産所で第三皇女韶子内親王誕生，任子26歳。同16年1月26日第四皇女章子内親王誕生，任子28歳 [『紀』]。

⑤華族園基祥次女祥子 (1867～1947)。源氏名小菊。明治19年2月10日第五皇女静子内親王誕生，祥子19歳。以来，第四皇子猷仁親王，第六皇女昌子内親王，第七皇女房子内親王，第八皇女允子内親王，第五皇子輝仁親王，第九皇女聡子内親王を産み，同30年9月24日第十皇女多喜子内親王誕生，祥子30歳 [『紀』]。親王2，内親王6，計8人の皇子女を産んだ。他の4人の権典侍所生の皇子女は，合算しても親王3，内親王4，計7人。

権典侍は俗にいう「お妾さん」^(註5)で，天皇の身のまわりの世話を担当した。お内儀（奥）に天皇が来られた時は交代で一人は始終お側に詰め，何かのご沙汰があればその取り次ぎをした。天皇のための配膳は洋食の場合宮内省内膳職の官吏が担当したが，平常は女官の仕事で，内膳職から女孺に届け，命婦・掌侍の手をへて，天皇に献進するのは権典侍の役であった [伊藤1970a:467]。夜の勤めも，奥の天皇の寝台の側に出る一人と，一間隔てた次の部屋で宿直の権掌侍と一緒に休む人との交代制であった。他方，掌侍・権掌侍は主に皇后の身の回りの世話を担当する女官である。(権命婦以上は奏任官。)山川(旧姓久世)三千子(1892～1965)が権掌侍として仕え始めた明治42年(1909)頃，天皇の寝台の側に交代で侍る権典侍は，源氏名緋桜の小倉文子(1861～1929)と園祥子の二人だけであった。権典侍は本俸のほかには化粧料を給与される特別の存在で，表向きの仕事を担当するスケサン(お役女官)にたいしてオソバサン(お后女官)と通称され [高橋1998:147]，公の場所には一切出られないことになっていた。天皇の入浴のさい背中を洗うなど上半身の世話は権典侍や権掌侍が担当し，下半身の世話は権典侍・権掌侍より下位の命婦上席の者の担当であった [山川1960:8～9, 15～16, 19～20, 131]。園祥子は明治19年から30年までの足かけ12年間に8人もの皇子女を産んだのにたいし，小倉文子はオソバサンでありながら一人も皇子女を産まなかったが，皇后没後，先帝寵愛の犬が文子に下賜されたという [梨本1975:124]。

山川三千子によれば，明治42年頃，源氏名新樹の高倉壽子(1840～1930, 69歳)と柳原愛子(54歳)の典侍二人，千種任子(54歳)，小倉文子(48歳)，園祥子(42歳)，源氏名藤袴の姉小路良子(1857～1926, 52歳)の権典侍四人が勤務していた。高倉はがんらい皇后付き女官でオソバサン出身ではなく，尚侍(勅任官)欠員のため女官長を兼ね，権典侍の姉小路もオソバサン出身ではなく，高倉不在のときはその代理を勤める役であった。もう一人の典侍柳原愛子は，身体も小さく，嘉仁親王(のちの大正天皇)誕生のさいは大変な難産で，皇子

が仮死状態で生まれたため、まだ24歳であったが、以来「その向のお勤めはお断り申し上げた、という [山川1960: 8~9, 18]。愛子と同年の千種任子は、折角生まれた内親王が二人とも早世し、愛子についてオソバサンの役を退任したものの、まだ権典侍どまりであった。こうして、先にふれたように小倉文子と園祥子の二人だけが現役のオソバサンであったが、明治42年には小倉文子はもちろん園祥子も、当時の女性に期待された子産みの年齢を超えていた。

先に掲げた皇子女出生リストによって生母の名を検すると、明治10年代までは権典侍の補充が行われたと推測される。しかし、これを明治42年現在のオソバサンの名と対照するとき、20年代に入ってから権典侍補充の動きが鈍り、皇子女の出生のない30年代以降は全く新任がなかったのではないかと想像される。とくにオソバサンたちの年齢に注目するとき、この想像が当たっているのではないかと思われる。しかし、最後の内親王出生の明治30年には天皇は45歳という人生の盛りにあり、40年でもまだ55歳であったから、華族諸家の例からすれば若い権典侍の補充があっても何の不思議もなく、補充による新任がなかったように推測されることのほうが説明を要する出来事といっても過言ではない。

さきに有力大名華族6家について社会慣行として認められた娶妾の終焉をほぼ明治30年頃と想定したことを、皇子女の出生が明治30年に終わっていることと思い合わせて、皇族側室問題に結論が出た時点につづく明治20年代後半に焦点を置いて『明治天皇紀』の記事を探索したところ、驚くべき文章に遭遇した。明治29年(1896)4月28日の項に見えるつぎの記事である。

侍従長侯爵徳大寺実則、御側女官を召出されんことを情願す、天皇、皇男子に乏し、国民竊かに之れを歎き、是れ皇室の繁栄を増進し、国家興隆の基礎を致す所以にあらずとなす、仍りて侯爵山県有朋・伯爵松方正義等有志の臣僚屢々之れを実則に謀り、速やかに御側女官を召出し、皇男子を得て、将来陸海軍に従事し、三軍統率の任に当てさせられんことを冀幸し、実則をして情願せしめんとす、実則奏請期あるを思ひ、未だ奏する所あらず、既にして大本営解散せられ、国家全く昌平に帰したるを以て、是の日密かに書を上りて此の事を伏奏す、曰く、是れ敢へて逸楽のために召させたまふにあらず、誠を国家に致し、皇祖皇宗に対する大孝を全うせらるゝの所以に外ならずと、天皇遂に聴したまはず、侍従長の徳大寺実則(1839~1919)が薩長両藩閥の巨頭で総理経験者の山県有朋・松方正義らの意を受けて、日清戦争の全作戦計画統轄のために広島に置かれた大本営が4月1日をもって解散となり、平和が全面的に克復した機会に、天皇に御側女官(オソバサン)の新任を密かに願い出た、というのである。出願に当たって述べられた情実は、皇男子が一人しかいないことであった。天皇が皇男子をえて皇室の繁栄を増進し、国家興隆の基礎を固めることは、国家に誠を尽くし皇室の祖宗に大孝を全うせられる所以に他ならない。新たに御側女官

を召されたとして、決して天皇個人の逸楽のためではない、とまで進言したという。臨月の権典侍園祥子はすでに29歳になっており、小倉文子には懐妊を期待できない。そういうなかでの陳情であったが、天皇ついに聴許したまわず、すなわち天皇自身の意思で補充が行われないうちに決まったという。しかし、実際にこのような経緯をへて権典侍を補充しないことになったのかどうか。刑法から妾の字を抹消し、皇族の側室を制限する方針を決めた時代の流れに浸して考える時、あえて疑うに値する『明治天皇紀』の記述である。この記事は、臣僚の情願にもかかわらず、天皇の意思によって補充新任が行われなかったという形で、明治天皇の側室制度を更新しない方針が表明されたことに加えて、後世からみると、遠からず天皇の側室制度一般に終止符をうつ意義深い一歩が印されたことを示している。明治42年段階で、48歳・42歳といった女盛りをはるかに過ぎた権典侍しかいない状況はこうして出現したのであろう。

これに関連して注目しなければならないのは、明治20年代に実施された①女官をすべて皇后宮職所属とする改革、②皇子女養育法の改善、③皇太子妃選定基準の改正である。

(3) 典侍制度の廃止へ

① 女官をすべて皇后宮職所属とする改革

明治天皇と同年同月生まれで7～8歳の頃から学友として宮中に出仕し、天皇の信任がとくに篤かった侍従藤波言忠(1852～1926)が、明治21年4月6日天皇に長文の意見書を提出した。そのなかに、欧米の宮廷にかんする実地見聞を参考にして作成したと考えられる「女官ヲ皇后宮職ニ属スルノ件」と題する1カ条がある。すなわち、「従来御内儀ニ於テハ陛下左右ノ御常用ハ女官ノ職トシテ奉仕スル処ナリト雖モ、元来女官ハ皇后宮ニ奉仕スルモノトスルコト正当ナルベシ。然ラバ女官ハ専ラ皇后宮ノ左右ニ奉仕スルコトトシ、従来女官ノ奉仕シタル陛下左右ノ御常用ハ帝僕之ニ代リテ専ラ奉仕スルコトトナラバ、此ヨリ御内儀ノ風ヲモ改良スルノ端緒ヲ開クコトヲ得ベシ」[伊藤1970a:472]という。文中の帝僕については、同じ意見書のなかに「侍従ヲ改正シ及ビ帝僕ヲ置クノ件」と題する1カ条がある。「侍従ニハ其ノ職ニ適フノ地位ヲ保タシメ、別ニ帝僕ヲ設ケテ君側ノ雑事ヲ執ラシムル事トシ、総テ配膳及ビ其他ノ雑務ヲ掌ラシムベシ」とし、「其ノ職權モ自カラ高カラザルガ故ニ、有爵者又ハ有爵者トナルベキ資格ヲ有スル者ヲ除キ、之ヲ西京華族ノ子弟及ビ無爵者ヨリ之ヲ採ルベシ」ときわめて具体的な提案をしている[伊藤1970a:464～467]。藤波の主旨は(A)高等官たる侍従の行うべき職掌と帝僕の奉仕すべき事務を分けよ、(B)従来女官が担当してきた天皇左右の常用は帝僕の任とし、女官は皇后宮職に所属させよ、というにあることは明らかだが、その真意は、若い女官が天皇の左右に奉仕する慣例を廃することにより、宮中内儀の風を改良する端緒となしえないか、ということではなかったか。明治5年4月、権勢を振るった孝明

天皇以来の女房36名を罷免し、初めて後宮の権力を皇后の掌中に帰属させ、天皇に仕える内女房と皇后に仕える皇后宮女房の区別を撤去して皇后主宰の下に置く、という大改革が行われたものの〔『紀』〕、天皇日常の用を女官が奉仕することに変わりはない〔モール（訳）1988:52〕。今回の帝僕設置に関する藤波の意見は採用されず、侍従が従来どおりその役割を併せて担当したが、天皇の左右から若い女官を遠ざける改革は実施され、自ずから権典侍補充新任の契機を制約していったと考えられる。藤波が改良の必要ありとみた「御内儀ノ風」がもし端的に典侍制度を寓意したのなら、その効果は一層確実なものであったに違いない。

②皇子女養育法の改善

さきのリストに明らかなように、明治20年までに生まれた皇子女は殆どが早世している。第四皇子猷仁親王が明治21年11月僅か1歳で夭折した直後、陸軍軍医総監橋本綱常（1845～1909）・海軍軍医総監高木兼寛（1849～1920）および天皇侍医は、皇子養育法についての下問を受けて養育要綱五条（住所・空気・光線・食物・生活法の5条）を奏陳した。同年誕生の常宮昌子内親王診察御用の内命を受けた橋本は、同月27日さらに皇子養育のことを詳述して意見書を上った。『明治天皇紀』はその要点をつぎのようにまとめている。

曰く、従来皇子・皇女夭折する者多く、其の病因を問へば皆慢性脳膜炎ならざるはなし、（中略）彼の脳膜炎の如きは、蓋し先天に稟けて、所謂不治の症に属するものなりと雖も^(註6)、衛生・養生の精に因りて、豈未発に防遏するを得ざらんや、方今医学各科を分ち、専門あり、宜しく侍医局中に於て小児科医を特選し、専ら常宮健康保全の任に当らしむべし、（中略）唯臣の冀ふ所は、皇子をして身体を強固ならしめ、病を発せしめざるにあり、而して其の要は前に奏上せる五条の要綱に出でず、即ち住所・空気・光線・食物及び生活法の五者各々其の当を得しむるに外ならざるなり、而して之れを為すは保育者其の人を精選し、之れに養育を託するより宜しきはなく、且其の人は既に小児を生育し、強壯に成長するを得しめたる経験あり、卻りて宮中の事情に通ぜざる士族にして、夫婦俱に奉仕せしむるを可とす（下略）〔日本赤十字社1936:109～113参照〕

先にふれた侍従藤波言忠も、「一日天皇・皇后に謁を請ひ、従来御養育の法徒らに尊重に過ぎて自然に反すること多きを指摘し、速かに委員を設けて改善の法を講じ、深宮に於て女官に一任するの因習を一洗せられんことを奏請す」と、『明治天皇紀』に記録されている。橋本の意見書と藤波の奏請によって皇子女養育法が改善されることとなり、明治21年9月誕生の常宮昌子、ついで23年1月誕生の周宮房子の両内親王の養育が伯爵佐々木高行（1830～1910、元高知藩士）に委託され、以後此の例が踏襲された。

旧来の皇子女養育法に関する断片的な証言を紹介しておく。一つは、明治8～11年頃女子師範の生徒であった山川菊江（1890～1980）の母が命婦として内廷に仕えている女性から聞

いた話として、「皇后が病身で子がないところから、誰れが皇子を生むかが問題で、女官に子供が出来ても無事に生めないように、朋輩があらゆる妨害をくわえることは、『源氏物語』の時代そっくりらしく、明治天皇に幾人皇子があってもただ一人のほか育たず、その一人も病弱だったのはふしぎでないということでした」という裏話がある〔山川1956:50〕。また、明治33年に梨本宮妃となった鍋島侯爵家の娘伊都子(1882~1976)は、「明治の御代は、お子様がお腹にいらっしゃる時でも、お生母さんはお勤めをしなければならなかったのです。妊婦ともなれば、節制ある生活をしなければならないのに、お勤めがおありになるから、ご自分の身体のことばかりかまっています。そこで身体の養生が悪いのです。生まれたお子様も発育が悪く、その上に健康管理も行きとどいていなかったのでしょうか」と伝聞したところを回想している〔梨本1975:129〕。天皇家のことではなく仙台伊達家の6歳の病児のことであるが、彼を往診したベルツが明治12年4月2日の日記に、「この児は至極虚弱に発育し、きゃしゃで、りこうだが、かんが強く、これは極度に愚劣な甘やかしによるところが多い。十数人という男女の召使が、子供をなでたりさすったりするよりほかには何もせず、気管支カタルやマラリアにかかった可哀そうな子供にとって危険至極というほかはないような騒ぎを演じている。これが、従来すべての大名の子供の教育であったのだ」と記している〔ベルツ1951:55〕。以上三つの話は交錯するところが少ないが、天皇家における明治10年代までの皇子女養育法、とくに藤波の奏請における「深窓に於て女官に一任するの因習」の何たるかを推測する一助となることだろう^(註7)。

改善以前の明治20年8月までに誕生した皇子女9人のうち20歳に達したのは1人だけであったが、改善の議論が始まる直前の21年9月以降、御側女官補充一件の29年4月までに誕生した皇子女4人のうち実に3人が20歳に達したところに、養育法改善の成果が示されている。これなら、皇后が皇太子を産みさえすれば、あえて御側女官を置かずとも、皇位継承者を確保しうる蓋然性が高まる。そこで、養育法改善の成果に力を与えて「天皇遂に聴したまはず」との結論となったのではないだろうか。

③皇太子妃選定基準の改正

かくて、皇后が皇子女を何人も産むことができる丈夫な身体的女性であることが要請される。皇后美子の健康はどうであったかという点、さきに内廷勤務の命婦の証言を引用してその一端にふれたが、女御に選定された時の観察では、「天資蒲柳の質にして屢々病に冒されしも、幸にして大患に罹ることなし」という状態であった。そのような体質にもかかわらず何故女御に選ばれたかといえ、伝統的に皇后を出す家柄である宮家と摂家については、有栖川宮の姫と一条家二人の姫、計3姫が候補に上がったうち、一条美子の声譽がもっとも高く、温良恭儉の徳を具えていたからだという〔『紀』慶応3年6月〕。したがって、天資蒲柳の質

は殆ど問題にされず、皇子女を産む可能性については何の考慮も払われなかったと推測される。皇后が皇子を産まなくても御側女官がその役割を果たせばよい時代であったからである。明治9年9月に女子師範に來臨した皇后は、「小柄で青白く、頬がこけて美しいながら弱々しくさみしい感じ」であったと、当時の生徒は観察している〔山川1956:48〕。その時までに権典侍3人がそれぞれ一人づつ早世の皇子女を産んだが、26歳の皇后には一人の子もなかった。

では、明治12年生まれの皇太子の妃の選定において、明治天皇女御選定の場合とは異なった基準、つまり健康状態をとくに重視するような選定基準の改正があったのだろうか。

『明治天皇紀』によれば、明治26年5月、皇太子明宮14歳の妃候補として、伏見宮貞愛親王第一女子禎子（1885～1966）8歳が内定され、同29年12月、天皇ついで皇后が伏見宮邸を訪問して11歳になった禎子に直接会った。こうして婚約は整ったかにみえたが、『明治天皇紀』32年3月22日の条に、「禎子女王を以て皇太子妃と為すの内約を解かしめたまふ」とあり、破談となったことが記録されている。その日の記事には、禎子を選定するに至った事情が破談の事由に附記されているので、その概要を紹介しておきたい。

皇太子妃候補は皇族中、旧摂家中、旧清華家中、自余の公侯爵中の順序に求める方針のもと、まず皇族および公爵の娘で皇太子の配としてふさわしい年齢の者を月数回高輪御殿に集めて昌子・房子両内親王の遊嬉の伴侶たらしめ、養育係主任の佐々木高行らにこれら女兒の容姿性行を審察させた^(註8)。長期に渉る観察の結果、禎子が群を抜いて最適と判断されるとの報告があり、これに基づいて内定に至ったという。内定6年後の明治32年になって皇太子妃決定のことが頻りに議題に上り、改めて14歳の禎子の健康診断をすることとなった。何人かの権威ある医師の診察では、「右胸部に水泡音聞え、其の健康猶憂慮すべきものあり」とされ、「皇統継続の上より果して奈何」との意見が大勢を占めた。両三年待ったうえで適否を決してはとの慎重論もあったが、「肺疾あり、皇太子と同症なり」との強硬論に押されて内定取り消しとなる^(註9)。この過程を通覧する時、皇統継続のため皇嗣を産みうる健康状態が、皇太子妃選定の最重要基準の一つになっていることが判明する。明治26年の候補内定の時点ですでにそうであったのか、それとも同29年の御側女官補充中止の決定以降とくにこの点が明確にされたのかは定かでないが、後者とみたほうが「綸言汗の如し」の古諺を裏切る前代未聞の天皇違約事件をよりよく理解することができよう。

伏見宮禎子に代わって皇太子妃候補に指名されたのは、彼女より1歳年上の旧摂家九条道孝の娘節子（1884～1951）であった。健康診断を担当した陸軍軍医総監橋本綱常から梨本宮妃伊都子が聞いた裏話によると、「丈夫なガッチリした身体の女性」であることが選定基準とされたことが判明する^(註10)。

皇太子さま（後の大正天皇）はお身体が弱いから、丈夫なガッチリした妃殿下でなくてはいけないという陛下（明治天皇）の思召しにより、関係者は華族女学校に行ってお探し

になったのです。その候補が浮び上がると、宮内省に関係していた私に秘密の命令が下されたのです。そこですぐ体格検査に行きました。九条さまは身体ががっちりしており、運動競技でもなんでもなさるご活発なお方、昔風にいうとオテンバさん。申し分のないお身体ですと報告したものです。[梨本1975:53]

さきに伏見宮禎子の健康診断に加わった独人雇教師ベルツによれば、明治33年2月8日有栖川宮威仁を座長とする会議があり、元勲伊藤博文・元帥大山巖・前宮相土方久元・宮相田中光顕・軍医総監橋本綱常・侍医局長岡玄卿およびベルツが出席して、皇太子の成婚を事情の許すかぎり速やかに実現すること、時期は5月初旬とすること、および2月11日の紀元節に婚約を発表することが決定された。ついで3月23日には葉山御用邸で皇太子の健康状態と5月の成婚に関する会議があり、「あらゆる東洋の風習とは全然反対に」、20歳の皇太子が結婚前に他の女性に触れられないようにするため、成婚をこれ以上延ばさないことに決定をみたという [ベルツ1952:10, 12~13]。この最後の記事は、健康な皇太子妃の確保、皇子女養育法の改善とあいまって、皇室における典侍制度廃止への布石が整ったこと、さらには女官をすべて皇后宮職所属とした改革がその伏線であったことを示唆している。同年5月10日成婚式が行われた。その二日後つまり同月12日のベルツの日記に、「東宮は、新婚の夫として至極幸福のように見受けられた」とあるのは、成婚の事情に通じた医師の、意味深長な観察として興味深い [ベルツ1952:21]。

皇太子妃は成婚の翌年17歳で第一皇子(皇太孫、後の昭和天皇)、翌々年18歳で第二皇子(後の秩父宮)を産み、皇統の継承にほぼ問題がなくなったのを受けて、典侍制度の廃止が固まったのであろう。結婚後かなり年をへて3人の皇子が育ちつつあった明治末期のことであるが、「いつも皇太子様ご参内の時には、年若の女官は別の御用の方にまわり、年輩の人たちがおもてなし申し上げるのです」と記録されているように [山川1960:81]、成婚後の皇太子と若い女性との接触を抑止するべく内廷でも特別に気を遣ったことは、典侍制度廃止途上の逸話として注目される。

(4)典侍制度の廃止を促したもの

では、明治20年代から30年代初頭の典侍制度廃止への歩みを促したのは何であったのだろうか。内生的要因としては、明治13年公布の刑法において妾の字が削除されたことが挙げられるが、妾の字の削除は直ちに娶妾習俗の廃止を含意したわけではなかったし、この改正自体内生的要因に因るというよりは、条約改正という当時最大の政治課題の解決を視野に入れての対応であったことを想起すれば [福島1962:154~155]、やはり外生的要因、なかでも宿願の条約改正達成の妨げとなる問題を芟除しようとしたことを仮説的に挙げなければならない。しかし、この点の理解のためには、権典侍所生の皇子女が公式にどのように待遇されたかを

知っておく必要がある。

まず、嫡出と庶出との待遇差が崩れつつあったことを指摘しなければならぬ。明治8年1月太政大臣から宮内卿あて内達の皇子女誕生諸式第13条において、皇子女には先規に従って親王宣下がなければならないのだが、嫡出は誕生七日後の命名の即日親王宣下、庶出は誕生後百日あるいは満1年等において叡慮をもって親王宣下あるべき規則を定め、これによって嫡庶の別を立てるよう指示された[『紀』]。ところが、同月誕生の梅宮薫子の満1年に当たって、前記第13条を削除し嫡庶ともに命名の即日親王・内親王と称すべしとの改正案が宮内卿から太政大臣に上申され、明治9年5月、「皇子女御降誕ノ節ハ自今宣下ニ及ハス直ニ親王内親王ト称セラルヘク被仰出候」[同上]と布告された。嫡庶の別のあった親王宣下の手続き自体が廃されたのである。親王宣下は中古以来の制であるとし、往古の制に復することを求めて改正の理由としているが、むしろ嫡庶の別を廃することに狙いがあるとされる改正であって、嫡出の皇子女の出生を期待できなくなった事態を反映するものと考えられる。

また、前出明治8年の皇子女誕生諸式第15条において、嫡出の皇子の誕生に当たっては各国に通知し陸海軍において祝砲の式を行うが、自余の皇子女誕生の節は各国通知および祝砲式を行ってはならないと定めていた。ところが、明治10年9月の第二皇子誕生をうけて庶出皇子皇女誕生諸式が制定され、外国君主および外国公使には報知しないものの、太政大臣が誕生を天下に布告し、命名式の日陸海軍礼砲式を行うことに改められた[『紀』、宮内庁書陵部所蔵「皇族御取扱例規」]。

皇子女誕生諸式のうちより重要な規定はその第14条であって、嫡出の皇子がない時は庶出の皇子を皇后の養子とするとし、皇后の養子となれば庶出の皇子も眞の嫡出の皇子とみなされる旧例を確認し、この手続きの根拠を「庶出ノ皇子ト雖トモ皇胤勿論ナレハ」という事実を求めている。この規定に従い、夭折を免れた唯一の皇子である嘉仁親王が数歳の9歳に達した明治20年の誕生日(8月31日)に、天皇は彼を皇太子とし「皇后御実子」と定めた、と『明治天皇紀』に記録されている。(註3)に述べたように、「実子」とは実の子同様の養子であって、諸式第14条にいう「養子」と同義である。

皇庶子に与えられる皇嫡子に近い待遇、とりわけ庶男子も嫡男子について皇位継承権を持ち、皇后の実子と定められることによって皇太子となりうる日本の制度は、王室の庶子にいかなる公の地位をも認めないヨーロッパ諸国の外交使節にとって、甚だ理解しがたいものであった[モール(訳)1988:105]。そこで、条約改正を達成するためには、これ以上皇庶子が増えることは望ましくないという外交上の配慮から、典侍制度廃止をめざす政治的決断に達したとする仮説がなりたつ。しかし、条約改正は明治27年7月、日本側の思いきった譲歩によって実現し、同32年7月の発効を待つばかりとなっていた。したがって、この仮説は支持されないが、条約改正の後、欧米列強の仲間入りを果たすためには、典侍制度の廃止は依然

として課題だったことは否定できないであろう。

他方、内生的要因がなかったかといえば、明治31年6月に公布されるべき民法第四編および改正戸籍法への対応に迫られていたことを挙げなければならない。民法第827条2項に「父カ認知シタル私生児ハ之ヲ庶子トス」と規定され、かの民法草案の審議において存妾派が主張した「庶子」の法認堅持が実現したのだが、皇族の庶子についてはここに難問のあることが判明したのである。というのは、皇族その人は民法の規制を受けないが、皇族を父とする私生児の母は皇族ではないから、必ず民法の制約を受け、父である皇族が私生児認知の民法上の手続きを了するまでは、その子は皇族の庶子となることができない。この関係は皇庶子の場合も同一である。すなわち、皇庶子の母である御側女官は必ず華族の家族員であって、その本籍地もしくは寄留地の戸籍簿に登録されている。その母が臣籍にあるという理由で皇庶子の身分取扱いは民法・戸籍法に準拠すべきものとすれば、庶子と認知した子の出生を父である天皇が戸籍吏（市町村長）に届出なければならないことになり、明らかに不都合である〔伊藤1970b:167~170〕。この問題は皇室制度調査局において皇族の私生児一般の問題に含めて審議された結果、「宮内大臣皇室典範第33条ニ依リ出生ヲ公告スルノ外民法上ノ手続ヲ要セス」と決定され、皇庶子は皇嫡子と全く同一の取扱いとすることが暗示された〔伊藤1970c:34〕。ここにみる民法・戸籍法を超越した皇庶子の扱いは、このような形で皇庶子を認めていこうとする意志の表明であるかにみられるが、実は逆に、いわば超法規的取扱いをしてまで皇庶子を認めることは今後避けようという、暗黙の意志を蔵するものであった。皇室制度調査局総裁の伊藤博文（1841~1909）が「皇室誕育令」の原案第11条に庶子認知の規定があったのに強く反対して、「本令ノ如キ大典ニシテ庶子認知等ノ事ヲ規定スルハ皇室ノ尊嚴ヲ保ツ所以ニ非ズ、恐ラク失体タルヲ免カレザルナリ。故ニ庶子ニ関スル一切ノ規定ハ之ヲ不言ノ中ニ於テ無限ノ制裁ヲ存スルコトトシ、本条ハ削除セラレムコトヲ希望ス」〔伊藤1970d:65, 傍点筆者〕といったなかに、この意志の紛れもない表白を認めることができる。したがって、民法・戸籍法への対応も内生的要因の一つに数えうると考えるものである。

前記の決定条項にたいする説明のなかに、皇族男子の私生児認知が勅許されない場合があることについて、「一定ノ場合ニ勅許ヲ拒否シ給ヘルハ皇室ノ出費ヲ未然ニ減少スルノ一法タルベシ。又経済上ノ理由以外ニ於テ庶子ノ制ヲ盛ニスルコトヲ望マザル所以ノモノハ茲ニ言述スルノ要ナシ」〔伊藤1970c:34〕と記されている。経済外の理由とはいま述べた超法理的取扱いをなるべく避けようとしたこともその一つであろうが、明治30年12月に出た妾契約の私法上の効力に関する大審院の判決もそれに含めてよく、ひいてはこれまた内生的要因の一つに数えることができよう。

大審院の判決に至る発端となった訴訟は、原告X女が妻あるY男との間で「内縁ノ妻タル身分上ノ関係ヲ永遠ニ鞏固持続セシムル為メ其違約ノ約款トシテ金円ヲ贈与スルノ契約」を

結び、これに基づいてその履行を請求するものであった。第二審の大阪控訴院が「夫妻ナルモノハ法律上善良ノ風俗ニ反スルモノトシ未タ之ヲ禁制シタル規制アルニアラス却テ我カ慣習上其人アルヲ認ムルモノトス」と論じて、Y男にたいするX女の約定金請求を認めたので、Y男はこれを不服として大審院に上告した。大審院は明治30年12月4日、「妾ナルモノハ男女間ニ於ル内輪ノ関係ニシテ一夫一婦タル善良ノ風俗ニ反スルモノナレハ法律上其関係ヲ認ムルコトヲ得ス從テ妾ナル人格ハ正当ノ身分トシテ之ヲ認ムルヲ得ス而シテ原院ノ認定ニ由レハ被上告人〔X〕ハ上告人〔Y〕ノ妾トナリ其関係ニ基キ甲第一号証ノ契約ヲ取結ヒ其約旨ニ從ヒ本訴ノ請求ヲ為スモノナリ然ラハ該契約ハ法律ノ認メサル関係即チ不法ノ原因ニ基ツクモノナレハ其効力ナク随テ裁判上之カ履行ヲ許容スヘキモノニアラス」と判示して、原判決を破棄した。法律は明文をもって娶妾を禁じていないばかりか、翌年公布されるべき民法第四編が嫡母（父の正妻）と庶子との間に親子間と同一の親族関係が生ずるとし、また離婚要件としての姦通に夫妻の二重基準を設定したように、娶妾容認の影さえ見られる時代において、妾契約は一夫一婦の善良な風俗に反し、法律の認めぬ不法の原因に拠るものでその効力なし、との大審院判決が出たことの意義は大きい。その後の判例がこれを基本線として展開され、大審院判決の影響を拡大したといわれるが〔中川1973:422~425〕、他方、天皇および皇族の側室制度の廃止に向けてその機運を加速する効果をもったことであろう。

(5) 与論のゆくえ

内生的要因の末尾に与論を掲げることは、明治中後期でも当を失したことはないだろう。与論によって政策の方向が左右されるというよりは、政策によって与論の方向が左右される時代であったにしても、与論の動向は無視できない。

条文から妾の一字を削除した刑法が施行されて、娶妾習俗の歴史に新しい一頁が加えられた明治15年に、福沢は漫言「妾の効能」なる一文を草した。「若しも当時妾を放逐して正室のみに任したならば、大名の家は逆も三百年を持続す可らず。今其然らざるは之を妾の功力と云はざるを得ず」と喝破し、「抑も妾なる者は寒貧の家より出身して大家の奥に乗込み、尋常一様ならざる馬鹿殿様の御意に適し、尋常一様ならざる衆宮女の機嫌を取り、遂に玉の輿に乗て玉の如き若様を生むものなれば、其才智決して尋常一様の人物に非ざるや明なり。此非常の才智を以て非常の無智に接し、有智無智相互に調合平均して、先づ以て末世の大名にも中々の人物を生じたることならん」と論じた。表現は「漫言」の名に恥じず痛快を求めて過激に走った嫌いなしとしないが、これまで他の論者が指摘しなかった事実の一面を衝き、廃妾論が勝利を占めた時代に大名家における妾の効能を説いたことは興味深い。福沢は早くから廃妾の陣営に組みしたが、森有礼のような原理的廃妾論者でなかったことは、この一文でも明らかであろう〔慶応義塾1960:15~16〕。

「妾の効能」談から十数年をへて、「天皇御側女官の補充を聴許せず」との確認が宮廷でなされた明治29年には、福沢の論説も新たな展開を示している。「我邦にて本妻の外に妾を置くは古来の習慣に怪しまざる所なれども、彼国人の眼より見れば恰も公然一夫多妻の実を行ふものにして驚かざるを得ず。」と指摘し、他方、「西洋の耶蘇国に於ては、男女の關係、甚だ潔白にして人に語る可らざるものなし」とは、「単に彼の表面を見たる談にして、裡面に立入りて其内幕を摘きたらば、言ふ可らざるの醜事甚だ多きこそ事実なれ」として、日本人の公然の醜と西洋人の裡面の醜を対比したうえで、「今の文明の大勢に反する国風の独立は甚だ難きを知る可し」という立場から、西洋流に「只その裡面の醜を裏んで外に現はさず、表面は飽くまでも清潔にして体裁を美にすること、文明世界に処する日本人の心掛なりとして之を大切に思ふ者なり」と結論している。つまり、妾を置くなどとは言わず、ただこれを隠して秘密にせよと主張したのである[慶応義塾1961a:542~546]。公然たる娶妾の習俗が正当性を失って解体し、密かに隠れて行われる風習となる過渡期の動向を、福沢の議論が先取りしてその道を直くしたとみることができよう。

妾契約無効の大審院判決が出た翌年の明治31年、改正戸籍法によって、妾の肩書で戸籍に登載されていた女性が其の肩書を抹消され、続柄の記載のないままとの家の家族として留まることになった。妾が秘匿されるべき存在となったことが、ここにも暗示されている。

同年に起きた特筆すべき事件は、7月7日から9月27日まで、黒岩涙香(1862~1920)主宰の『萬朝報』が「弊風一斑 蓄妾の実例」[黒岩1992]なる見出しの記事を連載したことである。娶妾は世にときめく人々はもちろん、およそ甲斐性のある男の間ではふつうのこと、したがってなお習俗として是認されており、公然とはするな、密かにせよ、という意見が漸く支配的となろうとしていた時代に、娶妾をあからさまに「弊風」ときめつけ、隠しているものを摘発して実態を暴いたのである。大審院判決に激励されたことはいうまでもないこととして、ジャーナリストの嗅覚が嗅ぎつけた宮廷の方針転換こそ、朝野の有名人の娶妾を暴露しても新聞が潰されることはないとの黒岩の判断を支えるものであったと思われる。

掲載された話は510話に上る。同一人が何度か取り上げられたこともあるので、510件というわけではないが、連日多数の実例が檜玉に挙げられ、脛に傷をもつ者は今度は己の番かと恐怖の念をいだいて毎朝の『萬朝報』を眺めていたという[現代教養文庫版解説1992:197]。記事になった蓄妾例のうち、華族は少なくとも72人(華族戸主の1割に相当)を数えるが、先に例示した6人の大名華族は含まれていない(ただし、島津と柳澤はそれ以前に死亡)。世間周知のいわゆる側室よりも、密かに隠して蓄えている妾を暴露することにキャンペーンの力点があったとも、また習俗としての正当性を認められたものまで「弊風」として掲載することに抵抗があったとも、推量することができる。いずれにせよ、男性の玩弄物の地位にある妾に同情を披瀝し、妾を蓄える男性の反省を促す立場から、朝野の有名人や宗教家の醜態

を暴露した黒岩の連載記事は、たちまち都市住民の人気を博して、『萬朝報』は潰されるどころか東京第一の発行部数を誇るまでに成長し、娶妾批判の与論を喚起するうえで大きな力となった。

さて翌明治32年7月、改正条約が発効して外人の内地雑居が始まる。福沢はこの年を中心にかつて例のない多数の秘妾論を書き、西洋諸国と対等の立場で交際するには、文明世界の犬勢に従って、妾は少なくとも秘密にせよ、妾腹の子を表に出さずに処置せよと説き、さらに遊廓は外人の眼にふれぬ場所に移し、芸妓は宴席に出すな、と主張した。これらの主張は明治29年段階の議論の域を出るものではなかったが、「既に西洋諸国と対等の地位に立ち、いよいよ文明世界の交際場裡に入らんとするに当り、斯る蛮風は到底許す可きに非ざれば、蓄妾の習慣は断じて廃止せざる可らず」と力説した点は新しいといえる。しかし、直ちに「或は遽に廃する能はざるも、極めて之を秘密にして、一般の世間は申す迄もなく、知己朋友の間にも絶えて知らしめざるの風を催すは必然の勢にして」と続けるあたり、自ら革新性を薄め、原理的廃妾論者でない姿勢を遺憾なく露にしている[慶応義塾1961b:543]。実を言えば、秘妾論こそ明治8年の「男女同数論」以来の彼の持論であった。

福沢の常識的で受容されやすい言説は、弊風征伐的な『萬朝報』のキャンペーンとあいまって、娶妾習俗打破の方向に与論を導いた。宮廷における改革は、この動向と陰微に相互作用しつつ根を下ろし、明治34年4月の皇太孫の誕生をもってほぼ定着したというべきであろう^(註11)。

IV. 結びにかえて

本稿IIでは、有力大名華族6家を例として、その嗣子世代に公然たる妾の影が認められないことから、当主から嗣子への世代交替の時期あたりに、華族社会の娶妾習俗に歴史的な断絶が生じたと推定した。IIIでは、このような習俗崩壊の動向は、天皇家における側室制度の終焉によって基本的に方向づけられたと仮定し、制度廃止の過程と誘因を解明することにより、この仮説を論証した。最後に、断片的であるが、娶妾習俗の本格的崩壊が始まった時期の事例二つと、崩壊後に起きた大正期と昭和期の事例を一つずつ紹介して結びにかえたい。

御側女官新任の献言を天皇が聴許しなかったという、明治29年4月28日の日付で『明治天皇紀』に記録されている事件は、側室制度廃止への意義深い一步であったことはすでに述べた。かつて宮内省帝室制度取調委員を兼官したことのある尾崎三良の自伝に、「明治29年2月24日、(妾)美知分娩女子出生、其季子なるを以て季子と命じ」[尾崎1977:42]という文章があるのは、妾の出産を終わらせる強い決意を表明したものと推量される。同じ自伝の「美知枝を浜町の岩佐病院に入れしむ。看護婦一人、すえ、草川付添ひ、つり台に乗せて送る。去

る八日流産し一時重態なりし。漸く軽快したるも後摂養の必要あり。」なる同32年12月20日の記事、および「美知枝流産の爲め容体甚だ危険なりしも、専門家医博士相会等を聘し百万手を尽し漸く回生したり」なる同33年9月8日の記事は[尾崎1977:102, 112]、愛妾の中絶失敗の苦い体験を記録したものと解釈されよう。同29年6月勲功によって男爵に叙せられた尾崎は、長年法制官僚として重きをなし、宮廷の事情にも通じていたから、彼の自伝の記事は側室制度廃止に向かう内廷の動向への華族社会の対応を映し出すものであろう。

もう一つは、皇太子の成婚があり、改正条約が発効した明治32年の出来事である。さきに家計困難の故をもって爵位を返上した元常陸下館2萬石の石川家が、財政困難を克服して再授爵を申請したのにたいし、財政回復の事、当主重之の行状ならびに学業の事、庶子二人の生母の身元の事、庶子認知の年月遅延の事、の4項について調査が行われた。第3項にいう庶子とは、明治27年11月生まれの俊、同32年1月生まれの瓏という二人の男児であって、生母は旧藩士村瀬某の娘鶴(1873年9月生)、当主重之(1867年12月生)が明治25年5月彼女を「妾ノ名義ヲ以テ雇入レ」たのであった。調査報告は第3項について、「妾ヲ蓄フノ正義ニアラサルハ固ヨリ論ナキヲ以テ此一事ハ品行觀察上ノ問題トシテ多少難点トナラサルヲ得ス」と断定したうえで、「然レトモ一方ヨリ之ヲ觀レハ旧来ノ習慣上殊ニ華族ノ家庭ニ於テ未タ正配ヲ求ムルニ及ハスシテ先ツ妾ヲ蓄フル如キ事ハ往々行ハルノ所ニシテ一概ニ惡徳破倫ノ行為トシテ之ヲ擯斥スヘキニアラス本項ノ事実ハ蓋シ此習慣ニ因リタルモノニシテ旧臣中ノ重ナル者ニ於テモ本人ノ性行等ニ付是認シタル上雇入レタリトノ事ヲ以テスルモ此蓄妾ノ一事ヲ以テ品行上ノ欠点ト認ムルハ穩当ニアラサニル似タリ」[明治32年「授爵録」]と娶妾を容認している。重之の場合は家計困難のため家格相応の家から妻を娶ことができず、とりあえず「習慣ニ因リ」妾を雇うことで間に合わせたことが審査側の同情を引いたのであろう。ともかく、この調査報告によって再授爵が認められ、明治32年10月重之は子爵を授けられた。筆者が引用した文章のうち、娶妾が容認された事情よりも、妾を蓄えるのは正義にあらざとの断定が、注目に値すると思われる。当時の華族社会では依然として娶妾が容認されたにせよ、それが正義に反することは論ずるまでもない、と説明してかからねばならぬまでに、明治32年の段階で、建前としてであれ娶妾習俗否定論がすでに浸透していたことをうかがうことができるからである。

つぎに大正期の事例とは、本稿II 7で登場させた有力大名華族の嗣子世代とほぼ同じコーホートに属する、彦根25萬石の旧藩主伯爵伊井家18代直忠(1881~1947)の娶妾である。大正天皇(1879~1926)が側室を置かない皇室の例を開いた時代に、有力大名華族の嗣子世代がこれに倣うように妾を蓄えなかったが、それにたいして直忠は、妾をもった代わりに生涯妻を娶らず、所生の庶子に家系を継承させた。両者の差異を強調していえば、上掲嗣子世代の場合は従来の大名家における妾役割を妻が統合した形であり、伊井家の場合には逆に妻役割

を妾が統合した形であろう。

直忠の妾斎藤ふく（1882～1946）は彼より1歳下で元旗本の娘、女学校を出て日本赤十字社の看護婦となり、付添看護婦として直忠の身の回りの世話をしていた縁で結ばれ、明治43年、28歳で双子の男児を産んだ。しかし、夫人を迎える前に妾にできた子どもを伊井家に入籍させることに、旧彦根藩士の家政相談役の間で異議が出たため、双子の兄弟は旧藩士某の子として入籍された。しかし、直忠があくまでも夫人を迎えようとしないので、双子は2～3歳になって漸く伊井家の子どもとして入籍され、改めて直愛・直弘と命名された [伊井1995:121～122]。

直忠は父直憲（1848～1902）の死亡により21歳で家督を嗣いだ。以来、ハイカラ好きな性格が変わったように社交的なことは一切断り、家に籠もってひたすら能楽の修業に打ちこんだ。訪ねて来た来客にも自身で面接することはほとんどなく、まして自ら人を訪ねるために外出するようなことは皆無であった。子どもが代役ができる年頃になると、双子の兄弟に父に代わって重要な来客の接待をさせ、また正月・年末・暑中見舞などの季節の筋目々に親戚回りをさせた [伊井1995:125, 146～148]。社交の場に出るには夫人の同伴こそ必要で、代わりに妾を伴うことは認められなかったが、世間に出る気がなければ夫人なしですませることができた。そういう条件のもとで、妾が妻役割を統合しえたのである。

双子の弟・直弘（のち子爵戸沢家の養嗣子となって正弘と改名）によれば、生母のふくは「極めて賢婦人」であったという [伊井1995:122]。小説『迷路』に描かれた「江島宗通」「側室とみ」のモデルがそれぞれ伊井直忠・斎藤ふくであることを、作者野上弥生子自身認めたうえで、「彼（伊井伯爵）について私がかもっていた知識は、正夫人をめとらなかつたこと、生涯を能に託したこと、梅若万三郎のパトロンであったことくらいに過ぎず、その他はすべてフィクションである」と明言している [野上1984b:648～649]。「なによりも恐ろしくあたまのいい女であった。宗通が考えていること、望むこと、命じようとするのは、べつに長い言葉にする必要はなかつた。」「とみ」 そう呼ぶだけで用事が足りた。」 [野上1984a:270] ということにかんする描写は、フィクションであるにせよ、気むずかしい直忠によく仕えたふくの評判をよく反映しているのであろう。ただし、宗通が生涯正夫人を娶らずしかも妾も唯一人であったことの説明としては、上記では不十分である。野上のつぎの文章はそのところを補ってくれるように思われるので引用しておく。「（宗通は）年齢にしては強い肉慾をもっているが、とみよりほかに女沙汰はなかつた。これは身持が固いより、ひとつは極端なきれいい好きからで、馴れないものの肌に触れる、というようなことは彼には考えられないのである。」 [野上1984a:293]

先代の夫人が有栖川宮熾仁第三女子であった伊井家では、ふくがいくら当主気に入りの無二の愛妾で周囲の人々から尊敬を集めていても、夫人の座に直ることは許されなかつた。し

かし、第二次大戦直後、直忠より1年早く死亡した時、清操院福賢貞純大姉という嗣子を産んだ妾にふさわしい戒名を贈られた。墓碑は東京世田谷豪徳寺の伊井家墓所の直忠墓碑の向かって右隣に建てられ、小ぶりの大きさといいやや後方の位置といい、死後も主人に侍するがごときたずまいを示している。伊井家で準備した現代の家譜には忠直夫人の位置に名を記載され、次男正弘は夫人なみの「清操院殿」の戒名で生母を記憶している [伊井1995:124]。

最後に昭和期の事例とは、久留米21萬石の旧藩主伯爵有馬家14代頼寧(1884~1957)の三男頼義(1918~80)に見る新しい形態である。長男は夭折し、次男は病人で、昭和10年代の中頃には三男の頼義が推定家督相続人であったから、その結婚相手は家格相応の家の娘でなければならなかった。のみならず、有馬家には明治35年制定の家範があり、第5条に「戸主及ヒ推定家督相続人ノ配偶者ハ成ルヘク同族以上ヨリ之ヲ選ムヘシ」と規定されていた。「同族以上」とは華族もしくは皇族からこれを選ぶという趣旨の規定であって、事実、彼の母は北白川宮能久第二女子であり、祖母は公爵岩倉具視五女であった [森岡1997a: (19)]。ところが、小説家の彼は元芸妓〇〇と結婚したいということで、悶着が起きた [祖田1993: 3~9]。有馬家側では、結局、①〇〇の籍を頼義の戸籍に入れることに限り承諾する。それ以上は何も要求せぬこと、②結婚式披露、親類廻り等は一切行わない、③〇〇の実家との交際は有馬家としてはやらない、④頼義・〇〇の間に男子が生まれた場合はその人を有馬家の後継者とする、等の条項を含む結婚条件覚が、長女誕生の2年余り後の昭和18年に親子の間で交わされた [有馬頼寧関係文書、国立国会図書館憲政資料室蔵] ^(註12)。彼は遊蕩のゆえをもって学生時代に両親から勘当されていたが、ここで正式に伯爵家を嗣ぐ権利を放棄して、愛する女性との結婚を実現させたのである。きわめて特異な出来事ではあるが、恋愛結婚という形で妻役割と妾役割との新しい統合を具象して、第二次大戦後の華族社会に起きるべき新しい動向を先取りすることとなるのである。

註

- (1) 明治10年提出の「華族系譜」徳川家(静岡)の冊末尾に、同9年7月に生まれた筆(筆子)までの慶喜子女の名が登載されているが、生年月日も母の名も記されていない。しかるに、その次のページには10年8月生まれ博(仲博)から17年9月生まれ久(慶久)まで7人の子の名・生年月日・母の名を朱書した宮内省用箋が貼り付けられており、前ページの鏡(鏡子)から筆まで5人の子の母の名が同じ朱筆で書き込まれている。記載された計12人の子のうち、男子の厚と博のみ母は慶喜夫人の美賀、女子の母はことごとく妾幸と記されている。妾所生の男子も公的には夫人を母とする慣行が守られているが、女子にはこれが適用されず、その上、男子も12人のなかでは末尾の久の母は、妾幸となっている(本文の慶喜子女一覧を参照)。夫人は明治27年まで存命していたから、妾所生の男子の公式の母は、夫人がおれば夫人がなるという慣行が廃れつつあったと解されるし、また、慶喜と夫人との冷えた夫婦関係も慶喜によるこのような裁定を促す要因であったのだろう。諸書の伝えるところでは、幸と信が公平に取り扱われたはずであるのに、

女子については生母のいかにかわらず幸が母となり、ついには男子の母も同様に幸がなるといふ、準夫人的地位を幸が獲得しているのが注目される。信は慶喜後嗣慶久の生母ゆえ「格直り待遇」となったが、これは死亡して与えられたに過ぎず、谷中墓地の慶喜の墓の後方に控える二人の侍妾の墓の位置関係も、幸が先で信が後という序列を表している。公平に扱うといっても、大イエの序列社会では隅々まで先後の序列なしではすまなかつたのである。

- (2) 久光の三男で重富島津家を嗣いだ珍彦は、8歳下の齊彬四女典子(1852~1903, 生母於須磨)を娶り、明治4年(1871)には長子壯之助をえた。齊彬の血統は保持されたわけである。珍彦は後年、少年の身に宗家を嗣いだ忠義四男忠重の後見人となり、島津一族の要として重きをなした[鹿島1978:466, 527]。
- (3) 北白川宮能久にはこの他に落胤の男児が二人あり、宮が明治28年10月台湾で戦病死した後、この跡始末がなされる。二人の男児とは、元侍女・栃木県平民申橋某の娘カネに生ませた山本芳之(明治22年3月生)と元侍女・福井県士族前波某の娘栄に生ませた永田正雄(明治23年7月生)である。「当時故宮殿下ヨリ御生誕発表ノ儀ハ暫ク相見合スヘク御沙汰之処家従安藤清五郎ニ於テ永ク民籍ニ据置奉ルヘキ御旨意ト誤承シ不取敢一時」(山本芳之除籍願・永田正雄除籍願)他家の子として入籍したというが、宮妃富子が証言しているように、「右兩人共故能久親王之実子ニ候処当時無余義事情之為め隠蔽いたし有之」というのが実情であつたと思われる。「余儀なき事情」とは、皇族の側室に関する方針が家務監督をとおして非公式に北白川宮家に伝えられており、二人の出生は本文引用の「許可ヲ得ズシテ側室ヲ置キタル場合」もしくは「其他ノ場合」に該当する虞れがあつたことであろう。というのは、上記の方針が固まる以前の庶出王子女を生んだ側室は事実上認可をえた存在とすれば、能久にはすでに申橋幸子・岩浪稻子という二人の側室があり、男児の生母たちはまだその中に加えられていなかったからである。ところが、宮の末子(明治28年5月生)の生母は浮山幾年といい、これも上記の方針に抵触することが予想されるのに、庶出王女として皇親譜に登載されたのは、一つには女子で皇位継承にかかわりがなかつたのと、もう一つには、近衛師団を台湾鎮定に派遣して師団長の宮を瘴癘の第一線に赴かせることへの代償の意味があつたのかもしれない。上記二人の少年に関する除籍願が北白川宮家務監督・家令・家扶の証明をもって受理され、一旦民籍から削つた後、親王妃および親王の兄弟6名の実子証明をもって明治30年7月賜姓のうへ伯爵を授けられる。これも、宮が蛮地に遣わされて戦病死し、皇族の役割PRに殊勲があつたことにたいする秘かな論功行賞であつたかもしれない[引用の文言は明治30年「授爵論」に拠る。なお「紀」参照]。
- (4) 実子とは実の子同様に待遇される養子を意味し、近世以降は猶子はもちろん一般の養子よりも親子関係の重いものとみなされた。養取の場合の外、庶子を嫡子に立てる場合にもこの手続きが用いられ、近世後期には庶出の皇嗣は嫡配の後妃の実子となるのが常例となつていた。明治天皇が嘉仁親王を皇后の実子と定めたのはその最後の例である[宮内庁1986:106~107]。
- (5) 明治13年4月、元老院において刑法審査修正案の審議が紛糾した時、存妾論の議官が皇統に言及したのにたいして、内閣委員村田保が「典侍ノ如キハ所謂妾ニアラス」[福島1962:143]と反論した。これはすでに明治6年1月段階で非公式ながら政府見解として示されたものであつた[福島1962:48]。一般の戸籍では妾も妻と並んで正式に登載されうが、典侍は女官であつて、皇室の大統系図においてそのような待遇を受ける立場ではない。このことを根拠としての反論であつたのだろうが、それはむしろ詭弁というべきであつて、事實は妾に相違なかつた。
- (6) 明治20年までに皇子4人皇女5人計9人も出生したのに、皇太子嘉仁親王を除いてみな夭折したのは、ことごとく先天性で不治の慢性脳膜炎に因ると橋本は診断したのである。ところが大正12年(1923)に至つて、京都帝国大学小児科教授平井毓太郎(1865~1945)が「いわゆる脳膜炎」(脳膜炎様病症)は慢性鉛中毒症であるとの研究成果を発表し、乳児に接する母親や乳母、また

は養護者の含鉛化粧品を禁ずることがその予防法であることを明らかにした。鉛あるいは水銀を原料とする白粉の製法が近世初頭に明から導入され、京白粉がとくに有名で、禁裡院中の女子がもっぱらこれを用いた。したがって、皇子女の脳膜炎様病症は白粉から母親や乳母の体内に入った鉛毒・水銀毒が、母体の胎盤をとおして胎児に、あるいは授乳者の乳を飲み乳首周辺の肌にあふれることで乳児の体内に吸収されて起こったと推定される。しかし、明治21年当時はまだその因果関係が知られていなかった。明治20年4月の天覧歌舞伎で勸進帳が上演され、義経を演じた福助が座撃を起こして台詞もしゃべれぬまま、守田勘弥に抱えられて退場するという事件があり、軍医総監で日赤中央病院長の橋本がこれを含鉛白粉中毒による慢性腎炎と初めて診断したという〔松田1978〕。しかし、その橋本にしてなお、皇子女の脳膜炎様病症と含鉛白粉との因果関係は推定すらできず、これを先天性で不治の病とみたのである。それにもかかわらず、橋本の上申によって採用された皇子女養育法改善の実際が、皇子女を鉛毒から遠ざける効果を伴ったことは興味深い。なお、明治天皇の宮廷に勤務したドイツ貴族モールの観察を参照〔モール(訳)1988:179〕。

- (7) 明治34年9月、生まれて間もない皇太孫が母親である皇太子妃の手から離され、養育係伯爵川村純義(1836~1904)に預けられていることについて、ベルツはこれを不自然で残酷な風習と批判し、「自分が聞かされた理由なるものは、すべて全然根拠がない。例えば、妃の側近には、子供については何も知らない老嬢—女官—しか居ないからというのだ」と憤慨している。彼は改善された皇子女養育法にも満足せず、ドイツやイギリスの王室を範とせよと主張した〔ベルツ1952:44~46〕。

川村が後年語ったところによると、明治34年から7年間、旧主家の島津公爵家の子息5人と起居を共にしてその養育に当たった英国女性ミス・E.ハワードの意見が、皇太孫を預かって育てるに当たりもっとも参考になったという〔長峰1989:24〕。川村がイギリス上流家庭の子供の養育法を参考にしたことを、ベルツは知らなかったのである。なお、ハワード〔1999:282〕を参看されたい。

- (8) その第一回は明治24年4月3日、神武天皇祭の日に赤坂離宮で催された摘草の遊びであって、召された娘たちはつぎの10名であった。伏見宮禎子(明18.6生)、北白川宮満子(明18.10生)、同宮貞子(明20.8生)、九条籌子(明15.11生)、同節子(明17.6生)、徳川国子(明15.1生)、同經子(明15.9生)、同糸子(明16.9生)、毛利萬子(明16.7生)、岩倉米子(明18.11生)〔津田1970:738〕。皇族女子3名につづく2名は旧撰家九条公爵の娘、つぎの3名は旧将軍家徳川公爵(慶喜)の娘、そのつぎは旧山口藩主毛利公爵の娘、最後は維新の元勲岩倉公爵家の娘である。生年は明治15年から20年に分布し、皇太子より3~8歳下となるが、明治20年生まれの名は皇女常宮・周宮の遊び相手となることをとくに考慮したものとするれば、3~6歳下となる。この年ごろの皇族女子および公爵の娘で召されなかったのは、久邇宮純子(明17.3生)と旧鹿兒島藩主家島津公爵(宗家)の娘正子(明18.9生)の二人だけであった。
- (9) 皇太子との婚約が取り消された伏見宮禎子のために、明治天皇の信任の篤い佐々木高行が旧藩主山内侯爵家の当主豊景(明8.9生)との結婚を斡旋し、明治34年4月首尾よく結婚式にこぎつけた〔津田1970:957〕。そのさい、禎子に皇室から特旨をもって仕度料金7,500円が贈与されたばかりでなく、年をへてではあるが、豊景の弟豊静が明治39年12月の分家にあたり男爵に叙せられる〔「紀」〕。子弟の分家にさいして二人まで男爵を授けられるのは勲功ある公爵家に限られ、侯爵の山内家が同じ扱いを受けたのは例外と言わねばならない。ここに、伏見宮家と山内家の双方にたいする皇室の心遣いが察せられるのである。なお、「肺疾あり」と診断された禎子は、子こそ産まなかったけれど、81歳の高齢まで存命した。
- (10) 皇太子嘉仁親王の教育主任を勤めたことがあり、また常宮・周宮両皇女の養育主任であった佐々木高行の伝記が、九条節子の美質に言及した文章のなかで、「御体格は生れて以来殆んど病気に罹りたる事なく、華族女学校の体格検査にも常に甲種に認定され、学業の成績も良好にて卒業あり」

と、とくに体格のよさを強調している [津田1970:954~955]。

- (11) 明治31年以降も皇胤の子が誕生する可能性はあった。かりに誕生しても皇庶子の手続きをとらない方針であれば、妊娠した女官を宮廷の外に出し、誕生すれば然るべき人物の戸籍にその子として登録するほかない。どの天皇よりもズバ抜けて多い明治天皇ご落胤譚の根は、実はここにあるのではないだろうか。といっても、多くのご落胤譚のどれかは事実であろう、と主張するものではない [『天皇家 謎の御落胤』1995]。
- (12) この「結婚条件覚」が交わされた後、長らく頼義に男児が生まれなかった。有馬家の家名相続が危ぶまれたので、旧津和野藩主亀井伯爵家に縁づいた頼義の姉の三男(昭14生)を養嗣子とすることに内々決まっていたが、昭和34年に嗣子が生まれ、この縁組は取り消された。

文 献

- 阿形竜彰, 1930「妾の社会的地位」『社会学雑誌』75号, 57~84。
- 秋元茂陽編, 1998『江戸大名墓総覧』金融界社。
- トク・ベルツ編・菅沼竜太郎訳, 1951『ベルツの日記』第一部上, 岩波書店(岩波文庫)。
- トク・ベルツ編・菅沼竜太郎訳, 1952『ベルツの日記』第一部下, 岩波書店(岩波文庫)。
- 遠藤幸威, 1985『女聞き書き徳川慶喜残照』朝日新聞社(朝日文庫)。
- 福島正夫編, 1962『「家」制度の研究』資料篇II, 東京大学出版会。
- 蜂須賀年子, 1957『大名華族』三笠書房。
- 左方郁子, 1998「中根幸」『歴史読本 徳川慶喜をめぐる女たち』新人物往来社, 94~99。
- Howard, Ethel, 1918, *Japanese Memories* (ハワード, E., 島津久大訳, 1999『明治日本見聞録—英国家庭教師婦人の回想—』講談社, 学術文庫)。
- 伊井正弘, 1995『わが感懐を—伊井家の歴史と幼時の思い出など—』AYA工房。
- 伊藤博文編, 1970a『秘書類纂19 帝室制度資料 上』原書房。
- 伊藤博文編, 1970b『秘書類纂24 雑纂 其壱』原書房。
- 伊藤博文編, 1970c『秘書類纂25 雑纂 其弐』原書房。
- 伊藤博文編, 1970d『秘書類纂26 雑纂 其参』原書房。
- 鹿島晃久編, 1978『しらゆき—島津忠重 伊楚子 追悼録—』島津出版会。
- 霞会館華族家系大成編輯委員会編, 1996a『平成新修旧華族家系大成』上巻, 吉川弘文館。
- 霞会館華族家系大成編輯委員会編, 1996b『平成新修旧華族家系大成』下巻, 吉川弘文館。
- 河鱒実英, 1949『大奥秘話 女官』風間書房。
- 慶応義塾編, 1960『福沢諭吉全集』第八巻, 岩波書店。
- 慶応義塾編, 1961a『福沢諭吉全集』第十五巻, 岩波書店。
- 慶応義塾編, 1961b『福沢諭吉全集』第十六巻, 岩波書店。
- 故柳澤伯記念事業実行委員編, 1937『伯爵柳澤保恵正傳』故柳澤伯記念事業実行委員。
- 宮内庁編, 1986『皇室制度史料 皇族四』吉川弘文館。
- 黒岩涙香, 1992『弊風一斑 蓄妾の実例』社会思想社(現代教養文庫)。
- 松田 武, 1978「一大名家の系図過去帳よりの統計的観察」『医学史研究』49, 33~40。
- 松浦伯爵家編修所編, 1930a『松浦詮伯傳』一, 松浦伯爵家編修所。
- 松浦伯爵家編修所編, 1930b『松浦詮伯傳』二, 松浦伯爵家編修所。
- 松浦伯爵家編修所編, 1939『松浦厚伯傳詩文鈔』松浦伯爵家編修所。
- 松浦 玲, 1997『徳川慶喜』中央公論社(中公新書, 増補版)。
- 松崎敬弥, 1998「天皇の母・妻の実家」『歴史読本 天皇家と華族』新人物往来社, 54~59。

- Mohl, Ottmar von, 1904, *Am japanischen Hofe*, Berlin (モール, O. v., 金森誠也訳, 1988 『ドイツ貴族の明治宮廷記』新人物往来社)。
- 森岡清美, 1997a 「華族の家憲と家の継承」『淑徳大学社会学部研究紀要』31号, (1) ~ (28)。
- 森岡清美, 1997b 「柳澤保恵と柳澤統計研究所」『統計学』72号, 34~42。
- 森岡清美, 1998 「一勲功華族における妻と妾—男爵尾崎三良の場合—」『淑徳大学社会学部研究紀要』32号, 107~129。
- 森岡清美, 1999 「明治初期の華族社会における妾」『淑徳大学社会学部研究紀要』33号, 99~141。
- 長峰八州男編, 1989 『日本の肖像』第八巻, 毎日新聞社。
- 中川良延, 1973 「近親婚と重婚」青山道夫ほか編『講座 家族』3 (婚姻の成立), 弘文堂, 407~426。
- 梨本伊都子, 1975 『三代の天皇と私』講談社。
- 日本赤十字社病院編, 1936 『橋本綱常先生』日本赤十字社病院。
- 日本史籍協会編, 1975 『徳川慶喜公傳』史料篇1, 東京大学出版会。(底本は1918年刊)
- 野上弥生子, 1984a 『迷路』上, 岩波書店 (岩波文庫)。
- 野上弥生子, 1984b 『迷路』下, 岩波書店 (岩波文庫)。
- 尾崎三良, 1977 『尾崎三良自叙略傳』下巻, 中央公論社。
- 尾崎三良, 1991 『尾崎三良日記』中巻, 中央公論社。
- 榊原喜佐子, 1996 『徳川慶喜家の子ども部屋』草思社。
- 洪澤栄一編, 1966 『昔夢会筆記—徳川慶喜公回顧談—』平凡社 (東洋文庫)。
- 洪澤栄一, 1968 『徳川慶喜公傳』4, 平凡社 (東洋文庫)。
- 下橋敬長, 1979 『幕末の宮廷』平凡社 (東洋文庫)。
- 尚古集成館編, 1985 『島津家資料 島津氏正統系図 (全)』島津家資料刊行会。
- 祖田浩一編, 1993 『好色艶聞事典』東京堂。
- 高橋 紘・所 功, 1998 『皇位継承』文芸春秋 (文春新書)。
- 津田茂磨, 1970 『明治聖上と臣高行』原書房 (復刻)。
- 津軽承昭公傳刊行会編, 1917 『津軽承昭公傳』津軽承昭公傳刊行会。
- 山口愛川, 1932 『横から見た華族物語』一心社。
- 山川菊枝, 1956 『女二代の記』日本評論新社。
- 山川三千子, 1960 『女官』実業之日本社。

『有馬頼寧関係文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵。

「授爵録」宮内庁書陵部所蔵。

「華族系譜」全267冊 (明治9~10年提出), 宮内庁書陵部所蔵。

「華族戸籍草稿」全4冊 (明治11年4月調), 宮内庁書陵部所蔵。

「皇族御人員調」(慶応4年), 宮内庁書陵部所蔵。

「皇族御取扱例規」宮内庁書陵部所蔵。

宮内庁書陵部編『明治天皇紀』吉川弘文館。

『天皇家 謎の御落胤』(別冊歴史読本20), 1995, 新人物往来社。

(1999. 8. 10)

Process of and Factors that Contributed to the Collapse of Concubinage among Noble Families in Modern Japan

Kiyomi MORIOKA

The present paper aims at elucidating the process of a decline of the concubinage among men of nobility and the factors conducive to it in the modern Japan. First, I compare the six last daimyos (feudal lords) of the 1837~1846 birth cohort with their successors to the household headship in terms of the practice of concubinage. It is made evident that the successors extricated themselves from the practice while the older generation enjoyed it without exception, and the watershed is assumed to lie around the very end of the 19th century.

Second, the marriage and household formation rules including the concubinage among noble families were strongly influenced by those of the Imperial House because they served as the prop of the latter which in turn gave them the social status of honor and prestige. I hypothesize that the watershed found in the practice of concubinage among noble men should reflect any meaningful reform underway in the Imperial House with the aim of abolishing the royal practice of concubinage. This is proved true by evidence and a number of domestic as well as international factors that prompted the government to the reform are explored and identified.

Third, I describe some interesting features of the concubinage after the beginning of the 20th century when it went underground and continued to exist only informally under the impact of its abolishment in the Imperial House.